



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	殖産興業政策論 : 官営事業を中心として
Author(s)	永井, 秀夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 10, 129-158
Issue Date	1961-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33264
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_P129-158.pdf



殖産興業政策論

——官營事業を中心として——

永
井
秀
夫

殖産興業政策論

——官営事業を中心として——

永井秀夫

はじめに

「殖産興業」と「富国強兵」は日本の近代化における合言葉であつただけでなく、近代化の過程を短縮した国家権力の作用として、実質的な意味をもつている。殖産興業政策の意義を明らかにすることは、とくに経済的近代化過程の特質を明らかにするために不可欠な作業である。しかし、わが国の近代史研究が、主として近代化の前提と理想型の追求に集中している結果、近代化過程そのものの実態も、従つてまた国家権力の及ぼした影響についても、具体的な分析は乏しいと言わねばならない。殖産興業政策の理解に関しても不十分な点が多いのであつて、注目すべきものとして次のような傾向がある。

一つは日本の急速な経済発展を殖産興業政策の当然の帰結とする通念である。この通念にたいする批判は、かつて「移植論」にたいする「内的発展論」として提出されたが、「幕末発展段階論」に集中して行つたために、近代産業成立過程の中での「固有」と「移植」との結合関係は明らかにされずに終つてゐる。榊西光速氏が、殖産興業は資本主義成立の魔法の杖であるのかという問題を提出されているのは現在でも正当である。⁽³⁾

一つは、殖産興業の方向を単一なもの、強固に統一されたものと考

える傾向である。殖産興業と日本資本主義の性格をもつば軍事性格において理解するか、逆に近代資本主義一般・工業化政策一般として理解する傾向である。前者は講座派の見解であり、後者は一般通念ともいふべきものである。⁽⁴⁾しかし、殖産興業政策を一貫する性格として言えることは後進国の近代化助長政策であるという点だけであつて、その時期・状況・理念によつて内部的な矛盾・変質をふくんでいる。一方、どのような性格の近代化政策であつたかということこそが問題なのであるが、その性格を軍事的性格において綜括することは困難をふくむ。

このような状況をぬけ出るためには二つの方向からの接近が可能である。一つは近代産業の生成過程での産業構造の変質、個別産業・個別地方経済の発展の中から国際的契機と国家権力の作用を明らかにする仕事であり、一つは殖産興業政策自体の実態分析の中から、主要な契機と方向およびその成果を確かめることである。二つの方向からの接近が結合したときに、殖産興業の日本的な特質と成果が浮び上る筈である。

本稿は、後者の方法からの接近のための部分的な作業であり、対象を殖産興業政策の基本的な部分である官営事業に限つてゐる。補助金・貸附金等による助成、流通諸条件の整備、資本調達の促進等に関して本稿では立入ることができない。また北海道関係諸事業の検討も別

の機会に譲りたい。

- (1) 拙稿「維新史研究上の二・三の問題」(『北大史学』7)を参照。
- (2) 榊西光速「殖産興業政策と産業資本の成立」(『維新史研究講座』第五巻)
- (3) 山田盛太郎『日本資本主義分析』小林良正『日本産業の構成』井上晴丸『日本資本主義の発展と農業および農政』等。
- (4) 土屋喬雄氏の古典的な諸業績。
- (5) 榊西光速「日本重工業の生成」(土屋記念論文集『資本主義の成立と発展』)同「殖産興業政策と産業資本の生成」(『経済研究』九ノ三)および大石嘉一郎『日本地方行政財政史序説』等はその先駆的な業績である。

一、初期官営事業の性格

工部省は「百玉勸奨」の目的を以て明治三年閏十月に設置されてから、同十八年十二月に廃止されるまで、政府の直営になる鉱山・鉄道・電信・工作・造船等の広汎な事業を担当した。官営諸事業として工部省の管轄に属さないものは、(一)内務省↓農商務省管理の紡織・牧畜部門、(二)陸海軍省の軍事工業部門、(三)開拓使が主として管轄した北海道に関する諸事業、(四)大蔵省の造幣・印刷部門があるが、工部省の官営事業における比重は優越的であり、工部省の廃止は同時に官営事業廃止の進行を意味した。明治政府による官営直轄の時期が「工部省時代」と称せられる理由もここにある。以下に検討する工部省諸事業の性格が明治初期の官営政策の性格の全体を示すわけではないが、その最も重要な性格を示すことは明らかであり、とくに内務省諸事業が緒につく以前の、即ち明治八年以前の官営事業は、ほとんど工部省諸事業に尽されていると言つてよいのである。以下、工部省の諸事業を検討するに当つて、はじめに国庫支出の时期的部門的な重点を明らかにし、それぞれの事業の性格の個別的検討に入るとする方法をとる。のちの内務省諸事業の場合も同様である。

工部省の十五年間の総支出は四、六〇〇万円に上り、その多くが官営事業費として投ぜられたのであるが、この支出の部門別重点と年次的変化を明らかにしようとしたものが下表である。支出の中心を占めるのは通常費と興業費(官営事業の創設・拡大に要する費用)就中興業費である。通常費の増減も相当の幅があり、その内容にも注目すべき点があるのであるが、ここでは外国人傭使費の過大という傾向を指摘するに止めよう。明治十二年度の通常費予算に関して、工部省は次のように太政官に稟請している。

工 部 省 支 出

	通常費	興 業 費				皇 居 造営費	工業資本 欠 損 費	営業資本 欠額補填	9年以前 営 業 費	計
		総 額	鉱 山	鉄 道	工 作					
明治										
3.10~4.9	831,321	1,334,457	340,672	987,417	0	-	-	-	24,565	2,190,343
4.10~5.9	1,111,777	2,168,110	250,110	1,389,412	179,536	-	-	-	107,326	3,387,213
5.10~5.12	115,260	264,104	46,604	164,335	13,744	-	-	-	45,289	424,653
6.1~6.12	1,362,769	3,626,670	593,148	2,212,234	174,567	-	-	-	320,015	5,309,454
7.1~7.12	2,271,866	4,828,919	974,573	3,260,032	164,137	-	-	-	449,481	7,550,266
8.1~8.6	590,721	1,506,801	351,638	714,344	146,988	-	-	-	243,754	2,341,276
8.7~9.6	1,017,106	3,130,084	1,413,004	889,868	379,871	-	-	-	507,462	4,654,652
9.7~10.6	911,621	2,911,942	1,362,398	547,859	436,932	-	-	-	542,712	4,366,275
10.7~11.6	633,884	523,176	218,070	27,812	83,512	-	-	93,358	-	1,250,418
11.7~12.6	705,869	555,954	235,365	75,169	116,366	-	-	103,822	-	1,365,645
12.7~13.6	648,612	1,273,673	486,641	454,097	167,159	14,614	-	37,896	-	1,974,795
13.7~14.6	569,038	2,041,271	969,367	728,653	220,037	131,993	-	73,171	-	2,815,473
14.7~15.6	478,348	1,602,998	960,877	499,675	7,927	246,224	199,234	28,000	-	2,554,804
15.7~16.6	465,996	1,173,191	318,268	743,812	27,102	-	247,728	263,707	-	2,150,622
16.7~17.6	454,460	1,295,115	236,966	897,202	77,998	-	171,502	-	-	1,921,077
17.7~18.6	521,085	1,033,615	125,341	701,365	95,000	-	202,716	-	-	1,757,416
18.7~18.12	245,071	22,500	11,676	0	4,299	-	27,235	-	-	294,804
計	12,934,811	29,292,587	8,894,718	14,293,286	2,295,175	392,831	848,416	599,955	2,240,608	46,309,208

円未満切捨『工部省沿革報告』による

「本省ニ備使スル外国教師ノ人員多数ニシテ其經費ヲ要スル頗ル巨額ナリ。是以テ曩ニ經費節減ノ聖諭ヲ奉シ、務テ備外國人ヲ解職セリ。然ルモ今尚ホ外國人ヲ備使スル百三十余名ニシテ、本年度定額常費ノ予算高金五拾壹万八千六百円ノ内、其給料ニ消費スルモノ三拾四万式千三百円余ニ上レリ。故ニ痛ク之ヲ省減セント欲セハ本校卒業生徒ヲ以テ外国教師ニ代フルニ如カス」

この稟請は、外国人教師技術者を漸時工部大学校卒業生によつて代替することを意図しているのであるが、当時なお通常經費の三分の二が外国人給料によつて占められていたことは、工部省の外人技術依存、移植の性格を特徴的に示すのである。

興業費支出は工部省の事業内容を最も直接に反映する。表によつて年次的変化を見れば、五〇〇万円近い支出を示す七年度をピークとし、三〇〇万円を下ることのない六・九年度が最大の山であり、十三・四年度に再び多少の上昇が見られる。十・十一年度の西南戦争後の一時的な収縮ののちに見られるこの増大は、主として起業公債基金によつて占められている。八年以前の官営事業全体の消長に関しては「八期間決算報告書」は次の如き官工諸費の年次別変化を掲げ、これを鉄道・鉱山・造幣・造船・燈台等諸事業の増減によつて説明している。工部省興業費との差は、興業費が設備費に限っていることと、燈

期間	官 工 諸 費
	円
1	695,206
2	1,017,333
3	3,292,366
4	2,518,203
5	4,777,643
6	6,650,313
7	6,949,630
8	2,479,967
計	28,380,664

『明治前期財政經濟史料集成』4巻30頁

台諸費、横須賀造船所費を含んでいないことなどによるのであつて、八期間（元年～八年六月）の官営諸事業の大勢が工部省によつて支配されていることは明らかである。

次に興業費の内容を事業部門別（電信を省く）に見ると、その中心

は鉄道・鉱山事業であるが、その増減の時期は多少の相違がある。すなわち、七年度の高さが三三〇万円に及ぶ鉄道建設費によつてもたらされているように三・七年度の興業費支出の過半は鉄道敷設にあてられて居り、逆に八・九年度の興業費の半ばは一三〇～一四〇万円を占める鉱山支出によつて占められる。工部省事業の最も活潑であつたと見られる九年度までの期間において、その中心をなしたのは、工部省創立当初から七年度にいたる鉄道建設事業と、六年度から後半に顕著になつてくる鉱山事業であつたと考えてよいであらう。以下、鉄道・鉱山の官営の契機と客観的な役割りとを中心として検討しよう。

維新後の近代的生産様式の発展の中で、鉄道・海運・陸運等の流通諸条件のもつ意義は極めて大きい。一般に後進国近代化の過程における鉄道の重要性は決定的であるとさえ言われるのであるが、固有の交通手段と商品流通の展開していない国ほどその影響は大きいであらう。植民地における鉄道敷設の意義がそれである。鉄道はまた、近代工業の発達した諸国においても、資本集積と世界投資のあたらしい出発点をなす。後進国として出発した明治の日本が、出発のはじめから鉄道敷設を意図したことにはどのような意味があつたのか、また鉄道はどの程度近代化の役割りを果たしたのだろうか。

鉄道敷設の重要性は、明治政府成立の時期から認識されていた。幕府倒壊の際に外国奉行が米人に京浜鉄道敷設権を与え、それを新政府が回収せねばならなかつたといういわば外的強制が働いたことは事実であるが、このような強制が内的自発的な要請に転換されていたことが注目されるのであり、鉄道敷設の経済的文化的意義は、当局者によつて最大の評価を与えられていたのである。大隈重信を中心とする開明派官僚の一群は積極的に鉄道敷設を主張し、ついに外債募集に踏み切らせたのであるが、これが政府の方針として決定したのが明治二年

十一月であり、廟議は東西兩京の連絡と兵庫までの延長および横浜、敦賀への支線を建設する構想を明らかにした。当時の官僚の抱いた鉄道観は、例えば次のような言葉に示される。

「今日ノ便ヲ興シ又永世ノ利ヲ起シ、為メニ人知ラ宏潤ニシ物産殷富ノ基ヲ立ツ」⁽³⁾

「抑鉄道ノ義ハ國ヲ富シ商ヲ盛ニシ殊ニ人智ヲ開明スル一大事業ニテ、方今國ハカラサルノ要件」⁽³⁾

要するに「興利開明の利器」という経済的文化的作用に対する期待は、強固なものがあつたに相違ない。このような期待は、初期の明治政府の開明性を表現しているのであつて、鉄道敷設が明治政府の大きな財政負担であるという意味だけでなく、政府内部の政争の、廃藩置県前後における一つの焦点をなしていた。当時の開明派官僚にとつて、鉄道建設が譲ることのできない政策的課題であつたことは、大隈が三年九月の参議昇格に際して提出した付帯条件として、鉄道・電信の敷設と工部省の設置を挙げていることから知られる⁽⁴⁾、また保守派にとつて鉄道建設がいかに苦々しいものであつたかは、明治三年の西郷隆盛意見書に

「開國ノ道ハ早く立タキ事ナレトモ、外國ノ盛大ヲ羨ミ財力ヲ省ス漫ニ事ヲ起シナハ終ニ本体ヲ疲ラシ立行ヘカラサルニ至ラン、此滙蒸氣仕掛ノ大業鉄道作ノ類一切廃止シ根本ヲ固クシ兵勢ヲ充実スルノ道ヲ勤ムヘシ」

とあることによつて明らかである。鉄道がこのように政争の一つの中心をなし得たのは、それが新政府の性格の基本的な部分にふれるものがあつたからに他ならない。それは鉄道敷設のどのような役割りにかかわることなのだろうか。この段階において、鉄道の意義を国内の市場要請に求めることは到底できない。市場関係から言うならば外国資本の海外市場（日本市場）への要請があつただけであり、国内的には政治的文化的要請が強く働いていると見られるのである。開明派官僚の意図が、上述の経済的文化的開発にあつたと同時に国内の政治的

統一にも置かれていたことは、大隈の参議昇格の際の主張が「全国一致」を基調とするものだったことから察せられる。このような政治的統一に関する鉄道の意義は、外国使臣によつて示唆された形跡がある。明治二年十一月の岩倉・大隈・伊藤らとの会見において、パークスは鉄道は官営にすべきこと、諸藩割拠を打破し統一をはかる要訣は鉄道と電信にあることを述べた。⁽⁵⁾ 慶応二年に、フランス総領事が小栗忠順らに勧奨して、鉄道電信の建設を「大君殿下ノ為最モ有益ノコト」としたのと同じく、外国使臣が日本における鉄道電信の政治的意義を確認していたことを示している。しかし、これらの事実をもつて、鉄道建設が単に外人の示唆によつて決定されたと考えられるわけにはゆかない。大隈らの開明官僚が主として外務担当官僚であり、二年十一月の鉄道敷設の決定が外務省上申によつてなされたという事情は、彼等が外国の事情に接する機会が多く、従つてまた列国対峙の衝動をもつとも具体的に感じていたことから説明されるべきであつて、単に外人による示唆・指導と理解してはならない。新政府の首脳が、欧米列強の現実にもふれるに従つて、次第に鉄・鉄道への信仰を強めたことは、遣欧米使節の感懷によつてもうかがうことができる。岩倉具視が英京から三条実美によせた意見書にいう。

「有識ノ士ハ米國ノ富強ハ鉄道ノ功績十ノ九ニアリト云ヘリ。欧州ノ如キモ亦然リ。……皇國ノ都鄙隔絶運輸往來ノ便ニ乏キノ地ナレハ、鉄道ニ非ズシテ何ノ策ヲ以テ殷富ヲ起サンカ、何ノ法ヲ以テ知識ヲ開カンカ」⁽⁶⁾

彼等が鉄道の政治的経済的効果によせた期待を知るべきである。以上、鉄道創設の意図を検討した限りでは、鉄道敷設官営の契機は、国内の政治的集中と、経済的文化的開発の必要に存する。これを軍事的警察的な契機として理解することは講座派の提唱いらい半ば通説化してきたものであるが、果して正しいだろうか。もちろんこの時期の鉄道論の中にも軍事的便益も説く言葉がふくまれているのであるが、この側面を規定的なものと考えすることは事実と反するようである。以下

鉄道建設の具体的進展過程に即して、それを促進した諸契機を検討してみよう。

東京—京都—兵庫を結び、横浜・敦賀に支線をのばすという明治二年の構想が実現したのは実に明治二十二年に至つてであり、工部省廃止當時にはまだ中央幹線の一部に着手したに過ぎなかつた。十九年末現在における鉄道局管下の鉄道建設開業状況を表示すれば左の通りである。1～3の区間は、明治三年の鉄道外債四八〇万円余に巨額の国庫支出を追加し、約一〇〇〇万円を投じて成つたものであり、工部省初期の興業費支出を巨額ならしめた鉄道建設の内容をなすものである。この三区間の一哩当り建設費の大きさは、工事の困難によるよりも、未経験と外人技師への依存による濫費・徒費に帰せられる。4・5の区間は、明治十一年に起債した起業公債基金によつて建設されたものであり、6・7の区間は明治十六年起債の中山道鉄道公債一〇〇〇万円による中央幹線建設の端緒を示している。中央幹線は路線をめぐつて軍部官僚と鉄道官僚の対立を生んだが、東海道線に変更され、議

官省鉄道の建設 明治十九年末現在

区 間	完成哩数	起工年月	開業年月	建設費 千円	1哩当リ 建設費 千円	19年度 利益 金
1. 東京—横浜	18	3.3	5.9	2,844	158	333,769
2. 神戸—大阪	21	3.7	7.5	4,312	205	
3. 大阪—京都	26	4.12	10.2	2,767	106	295,139
4. 京都—大津	11	11.8	13.7	695	63	
5. 敦賀—大垣	49	13.6	17.5	3,227	65	14,821
6. 大垣—半田	48	17.5	-	1,634	34	14,068
7. 高崎—直江津	36	17.10	-	1,248	36	20,327
計	209	-	-	16,727	80	678,124

『日本鉄道史』上巻より作成

会開設を間際に控えた明治二十二年に完通している。この表からも察

せられる通り、初期の三線と中期の二線との間には断絶があり、また中期の二線と終期の幹線工事との間には実質的な空白が存在した。起業公債路線の工事は明治十六年にほぼ完了して居り、敷設事業の継続が危ぶまれたのであつて、中山道幹線敷設の決定は鉄道官僚井上勝の望外の喜びとするところであつた。このような鉄道敷設事業の進展過程および路線の決定の基準などから、注目される点を列挙すれば次の通りである。

明治十年前の創始期においては遂に主要開港場（横浜・神戸）と三都を結合する線しか完成していないことはまず注目されてよい。この路線の意義を国内の政治的統一または国内産業の開発に置くことは出来ない。これは世界市場と西欧文明に対して主要都市を結合するものであり、内にたいして開かれるというよりは外にたいして開かれた路線であると考えることが出来る。この線は、当時新政府首脳が両京連絡線と東北方面線を重視したのになつて、パークスの意見によつてクローズアップされた路線であり、また米人の敷設権問題がからまつていることを考えると、国際的側圧を最も直接にうけたと言えるであらう。これに対して両京連絡線および東北方面線は国内の政治的統一の意図をふくんでいたが、それが明治十五・六年まで着手されなかつたのは、一面では技術的財政的困難によるのであるが、当初期待された政治的意義が次第に稀薄になつていつたことにもよる。東京遷都による西京の不穩、東北の不穩、一般的には全国割拠の態勢が十年までに解消していつたからである。こうしてまず設定された開港場路線は、強制された開国から自発的な開国に切りかえ西欧化による自立を意図するという維新変革の主體的な側面、および世界市場への編入という客観的な側面に適合し、他の路線とは比較にならぬ利用度と収益を結果したのであつた。

開港場路線以後の路線決定の問題としては、敦賀線の便否の問題お

よび中央幹線路線の問題がある。井上馨は五年五月大蔵大輔在任中に関西鉄道会社に関して敦賀線消極論を述べており、十二年八月には工部卿として敦賀線を大津―名古屋線または東京―高崎線に変更することの利益を述べている。

「敦賀線ハ日本内地ヲ中斷スルモノニシテ政略上ヨリ論スルトキハ便益ヲ生スルコト必然ナルヘキモ、實地ニ就テ之ヲ目撃スルニ起業公債ヲ以テ其建築費ニ充ツルモ運輸収入ハ以テ利息ヲ償フ能ハサルノミナラス、營業費ノ若干ヲ補填スルヲ要スヘシ。故ニ線路ヲ軋シテ大津ヨリ直ニ大垣ニ至リ更ニ名古屋及宮ニ達セシムルヲ得策トセンカ、又ハ東京府下ヨリ高崎ニ延長スルニ於テハ乗客貨物ノ敦賀線ニ数倍シ其収入ハ能ク公債ノ利息ヲ弁シ資金ノ償却モ容易ナランカ」¹³

この意見は、井上勝（鉄道局長）の起案による十三年二月の山田工部卿上申が敦賀線路線一部変更の理由を沿道の物産振興可能性如何に求めているのと同じく、当初の路線決定の観念性と鉄道敷設が利用度・収益性・開発可能性の如何を基準とせざるを得なくなるに至った事情を物語っている。

一方、鉄道建設の軍事的契機に関して言えば、中山道鉄道の敷設が山県有朋の建議によつて促進されたことは事実であるが、中央幹線の必要は維新政府成立の当初から認められていたことであり、松方正義もまたバリーで幹線の必要を教えられてきている。明治十一年十一月パリ万国博覧会事務官長との談話において、殖産興業における鉄道の決定的意義と中央縦貫の開発的軍事的意義について意見を交換しているのがそれである。路線を中山道にとるか東海道にとるかについては、初年以來工部省の主流は中山道建設論に傾いていたのであり、技術的には外人技師ボイルの明治九年の報告書に依拠し、理念的には井上勝らの中央開発論・沿海地方鉄道不要（尚早）論を根拠としていたのであつて、軍事的配慮が規定的だつたわけではないのである。のちこれが東海道線に変更されたのは、現実に向つての工事の困難、経費・期間の膨脹と、中央山間地帯の貧しさ、従つて鉄道収益の低さが予想され

たことによる。政治情勢としては、国会開設以前に完成し得なかつた場合の民論の攻撃を回避する必要があるがこの転換を促進している。この路線変更に関して、中山道を固執しようとする軍官僚と鉄道官僚の間に論争があつたことは著名であるが、その際井上勝は明らかに軍事的配慮に鉄道を従属させることを拒んでいる。

「軍備ノ整否ハ鉄道ノ得失ニ從フトハ固ヨリ格言ナリト雖モ、鉄道ノ得失ハ軍備ニ適スルト否トヲ以テ論定スヘキモノニ非ルハ亦論ヲ俟タス」¹⁴

軍官僚が鉄道敷設計画に発言権をもつようになるのは、明治二十五年の鉄道会議以後に属するし、鉄道敷設法にもとづく鉄道網建設計画においても、軍事的効果と開発的効果とは併行して達成すべきものと考えられていたのであつて、軍事的配慮が規定的であつたとは考えられないのである。

以上の経過の中から強く感じられることは、政治的集中の効果においても経済開発の効果においても、その期待が観念的であり、過大であるということである。現実には流通条件を変化させるほどの作用をもたず、田口卯吉をして「嗚呼我邦の人力若くは馬力の運輸却て蒸気力より廉なりとは誠に一大奇観ならずや」と嘆ぜしめた程の効果しかなかった。このような過大な期待は、外国使臣の示唆に影響されたというよりも、先進諸国における辺境・植民地開発の効果を機械的に移植し得ると考えたことによる。現実的效果の如何にかかわらず、鉄道は西欧文明の象徴であり、鉄道敷設は明治政府の西欧化政策の象徴であつた。その意味では広義の政治的要請であると言つてもよい。

初期官營事業の一方の中心は鉱山事業におかれている。工部省管下の諸鉱山は、のち明治十年代後半から二十年代にかけてすべて払下げられるのであるが、これら諸鉱山を明治六・七年以降積極的に官行し、十一年の起業公債基金の一部をその拡張に投じたことの意味を測

定することが次の課題となる。すでに述べたように、鉱山事業への積極的な放資は六年度からはじまり八・九年度を絶頂とするのであるが、この時期に鉱山官営が積極化したことの意味は、初年の鉄道事業の場合とは若干の違いがある。鉱山官行の積極化は在来鉱山の近代化と新規官鉱（多く買収官収による）の開発を内容とするが、この時期の比重は簡単には工部省管下各支庁の設置時期に示される。すなわち生野（元年十二月）佐渡（二年四月）小坂（二年十一月）島根（五年十一月）三池（六年九月）大葛（六年十月）高島（七年一月）金石（七年五月）阿仁（八年十一月）院内（八年十一月）。これらの支庁は、そのご廃止されたものもあり貸与され再び返還されるなど変転を重ねるが、工部省管下の主要鉱山はほとんどこれに尽きているのであつて、初年に幕府および南部藩から継承したもの以外は、おおむねこの時期の買収開墾にかかるものであつた。

鉱山経営の積極化の意図を示す史料として、五年正月の工部少輔山尾庸三の鉱業振起の建白と、五年三月の「鉱山心得書」、おくらて六年一月の大蔵大輔井上馨の上申と六年七月の「日本坑法」がある。山尾の建白は、鉱業振起に富国論と民間に「大工作」「大器械」を勧奨看護すること、および海外銅価の騰貴を奇貨として「外国貿易随一の品物」たる銅山開採に着手すべきことを述べたものであつて、一般勧奨的色彩の強いものであつた。

「鉱山心得書」および「日本坑法」が

「凡日本國中ニ於テ発見スル者ハ都テ日本政府ノ所有ニシテ独リ政府ノミコレヲ採用スルノ分義アリ」

という絶対主義的な資源領有の原則を明らかにしていることは通説の通りであるが、同時に外国資本の介入を排除する意図をふくむものであつたことは注目されねばならない。「日本ノ民籍タル者ニ非サレハ試掘ヲ作シ坑区ヲ借り坑物ヲ採製スル事業ノ本主或ハ組合人ト成ルコ

トヲ得ス」⁽¹⁹⁾という規定がそれであり、佐賀・英合弁の高島炭坑官収はそのあらわれであつた。このような一般状況の中で六年以降の官営盛行はさらに特殊な性格を帯びている。前記山尾の建議が鉱山および一般民業の振起を説く勧奨的性格の強いものであつたこと、また二年いらいの鉱山関係規則布告が鉱山民営解禁奨励の立場をとっていること⁽²⁰⁾に対して、六年以降に官収官営の方針が強まることは対照的であり、官営鉱山の内容に関しては、明治初年に小規模な金銀山調査と試掘を数多く繰返しながらすべて失敗しているのに対して六年以降は優良鉱と思われるところをねらいうちに官収していることが特徴的である。このような鉱山官行増加の理由を示すのは、六年一月の大蔵省（井上）上申であらう。同建議に云う。

「金銀銅ノ三品ハ方今貨幣鑄造ニ付最モ急用ノ品ニ有之候。就テハ官鉱ト為ス可キ最良ノ場所十ヶ所計リ相撰ビ、悉皆鉱山入費ハ歳入ノ金穀ヲ仰カス右準備金ノ内ヲ以テ取賄ヒ、而テ諸鉱物ハ精製ノ上貨幣鑄造ヲナシ或ハ之レヲ売却シ、其利益ハ年々準備ニ増殖ヲ加ヘ、極メテ尽力シ、大ニ造化ノ妙利ヲ興サンコトヲ欲ス」

鉱山官営の大規模な拡張を準備金支出によつて果そうという提案である。その中心は鑄貨素材の開採にあるが、このような提案が工部省からでなく大蔵省からなされたこと、また財政緊縮を主張し準備金流用に反対し、そのために六年五月に辞職したとされる井上馨によつてこの建議が行われていることは一見奇異な感を与える。この点は、六年一月の準備金に関する建議および六年四月の造幣寮定額金に関する建議と併せて理解すべきなのであつて、これまで専ら古金銀の購入による貨幣鑄造を推進してきた造幣寮がこの時期の設備拡大を「曩ニ相伺候鉱山費用ト一轍ニ帰シ」準備金支出に頼ろうとしていたことと同様に、準備金増殖、貨幣制度確保のための興利事業だつたのであつて「他ノ寮局ト同日ノ論」ではなかつたのである。この建議は允許され、十ヶ所鉱山官営の指令が工部省に与えられ、全国的な鉱山調査が

行われ、支庁が置かれて行くのである。従つて官収鉱山の内容は鑄貨素材または輸出品としての金銀銅に力点が置かれる。後年、井上馨自身が、鉄道敷設に伴う鉄自給の意図を當時に回想しており、また欧米巡廻使節も鉄・石炭の重要性に着目して帰朝しており、事実鉄石炭開採もこの時期に見られるのであるが、やはり主流は前記の通りであると考えねばならない。石炭もまた當時は燃料資源としてよりも、輸出品として重要視されたのであつた。鉱物資源の国家的独占と鑄貨素材の確保への要求が、外国資本介入への危惧によつて促進されたものが、この時期の鉱山官営の主要な契機である。

工部省が鉄道・鉱山の事業に力を集中し、却つて勸奨的性格を失つていったことは、工部省の職制事務章程の変化の中にもあらわれてゐる。工部省の設置は三年閏十月であり、以後職制事務章程は数度の修正を経てゐるが、その基本的なものは五年正月の創定にかゝるものと、これに加えられた八年十一月の改正である。²⁵その両者を比較すると、はじめ工學寮・勸工寮・鉱山寮・鉄道寮の四つを数えた一等寮は、八年においては鉄道・鉱山の二寮に過ぎず、勸工寮はすでに六年十一月に廃止されており、工學寮は二等寮に降されている。勸工寮の廃止と内務省設置との関係は明らかでないが、勸工寮の事務が製作寮に併されていることから見ると勸奨活動は一寮を支えるに足りなくなつたと見るべきであろう。事務章程においても、所管事務の第一に「工學開明」「百工褒勸」を掲げた五年正月のそれについて、八年のそれは著しく実務的であり鉄道・鉱山・電信・工作等の現業を主たる任務としている。勸奨的色彩が比較的強く温存されたのは製作寮とこれに工學寮を併せた工作局であるが、既に工部省の中心的位置に立つてはいない。模範勸奨の事業としては六年に製糸場を設けたのが稀な例であるがこれも七年八月以降民間に貸与されている。工部省の性格は、実際には著しく現業官庁的であり、その時期の政治的財政的意

図に基いて次々に着手された諸事業所の無統一な集合体に過ぎなくなつていつた。「大工作」「大器械」導入という西欧化政策の観念性を示している。

以上、鉄道・鉱山を中心とする工部省諸事業を検討してきたのであるが、ここに示された諸点を前提として、明治初期の官営諸事業の性格を明らかにしておきたい。国際的諸契機が強く働いていることは、まず注目される点であろう。しかし、このような国際的契機的作用を指摘することに止まることはできない。問題は、このような条件が、当時の殖産興業政策にどのような性格を与えているか、という点にかかつてゐるのである。特徴的な点は次の通りである。

第一に言えることは無統一な西欧化政策であるということである。国内の軍事的政治的経済的統一と開発の必要に応じて機械技術を導入したのであつて、その間に統一した方針は見られない。内務省事業および内務省機構と、この点は対照的である。強いて名づければ広義の「政治的必要」に基づく機械技術の導入であるということになる。これは、その国の発展段階の如何にかかわらず、後進国の近代化過程に一般的にまずあらわれる傾向と考えられる。²⁶

殖産興業の独自の構想を持たない結果、外人技師、外国使臣の示唆が強い作用を及ぼすことになる。工部省の主要な経費支出は外人技師の雇傭にあてられたが、彼等の果たした役割りは単に技術的なものに止まらず、資源開発の可能性・北海道開拓の構想その他広汎な影響を与えている。初期の諸変革の外人依存・皮相性に関して大久保利通の九年十二月「行政改革建言書」における次のような反省は適確である。

「法律教育陸海軍工業農業開拓其他新ニ起ス所ノ事一トシテ外人ノ説ニ由ラサルハナシ。彼外人タルヤ固ヨリ會計ノ有餘不足ヲ顧ルノ理ナキノミナラス皆彼ノ研究シタル技術ヲ試ミント欲シ、開明ノ強國ニ行フ処ノモノヲ以テ模範ト

シ、是カ建築ヲ起シ是カ事業ヲ成シ恣ニ意ヲ達シタルモノニシテ、取モ直サス
歐亜ノ皮相ヲ移シタルモノト言サル可カラス⁽²⁷⁾

以上のような西欧化政策の皮相性は、初期において特徴的な第一の点である。

第二に注目されるのは、殖産興業政策の具体的内容から見て、在来産業の動向との距離が著しいことである。これはさきの移植の性格に照応するのであるが、この距離は、移植された学問技術が在来産業の改良に適合しなかつたという点に現れるのみならず、殖産政策の方向として、在来産業の改良ではなく（生糸はその例外であるが）それとは無縁の「新起」の事業、新たな資源、新たな土地の開発に主力が向けられたということにも現れるのである。鉄道敷設への衝動もその一つの現れであつた。殖産興業の方向が内包的でなく外延的であつたということが出来るであらう。

私はかつて北海道開拓事業への支出が明治初年において意外な比重をもつてゐること（明治五年（十八年）の総経営費は四二〇〇万円に達し、同期間の工部省支出にはほぼ等しい）の意味を、主として財政的基礎の薄弱な段階における富源と収益への期待によつて説明しようとしたのであるが、おそらくそれでは不十分なのであつて、初期殖産興業全般の有する模倣的外延的な性格の一つの表現として位置づけられるべきであらう。辺境富源への過大な期待や「風ヲ移シ俗ヲ変ヘ」るていの理想主義的な新天地論や、実際には移民すら得られなかつたという甚しい現実遊離の傾向などは、上述の一般的傾向を前提しないでは理解できないし、逆に言えばそれは決して開拓使に特有の傾向ではなかつたのである。

初期の勸農政策については立入る余裕がないが、明治二年五月の開墾局設置⁽²⁸⁾いらい、開墾に一つの中心が置かれ、その傾向は内務省時代にも引続いてゐるようであり、明治九年の東北行幸を一つの契機とす

る東北開発（開拓・鉱山）の動向も前記の一般的性格の表現ではないかと思われる。地方府県による勸業政策も、生糸を除いては見るべきものがなかつたというのがこの時期の実状ではないだろうか。四年（八年）の時期の地方勸業の性格を福岡県勸業課が

「当期中勸業ノ経歴タルヤ其主義一定セサルヲ以テ桑茶栽培或ハ諸製造品等新珍民益ト認ムルモノハ直接間接ノ別ナク孜々奨励スルヲ以テ当然ノコトト為セリ」

と表現しているのは恐らく正鵠を射ているのであつて、無統一な西欧化の傾向は地方勸業政策にも現れていたと考えられるのである。

- (1) 『工部省沿革報告』（『明治前期財政経済史料集成』一七巻）三四七頁
- (2) 前島密『鐵道臆測』明治三年（『日本鐵道史』上巻三五頁以下）
- (3) 大藏・工部両省、京都府参事、三井の『鐵道建築用達会社取設ニ付議定書』明治六年五月（『日本鐵道史』上巻一二四頁以下）
- (4) 『大隈伯昔日譚』四一三頁。この時期の政争そのものに関しては、石塚祐道「大久保政権の成立と構造」（『都立大学創立十周年記念論文集』人文篇所収）遠山茂樹「有司専制の成立」（『自由民権期の研究』一卷所収）を参照。
- (5) 『西郷意見書』明治三年『岩倉具視関係文書』第八、一二二頁および『大隈文書』一卷六頁。岩倉文書に拠つた。
- (6) 「大隈参議全国一致之論議」明治三年九月（『大隈文書』一卷一頁）
- (7) 明治二年十一月五日「パークスとの対話」（『日本外交文書』二巻三冊二六九頁）
- (8) 『日本鐵道史』上巻六頁
- (9) 明治二年十月十一日「鐵道建設ニ関シ建議ノ件」（『外交文書』二巻三冊七三頁）
- (10) 『岩倉公実記』中巻一〇一〇頁以下
- (11) 島恭彦『日本資本主義と国有鐵道』五三頁の評価を参照。
- (12) 『世外井上公伝』二巻四九五頁
- (13) 明治十二年八月二十七日「工部卿伺」（『日本鐵道史』上巻二六二頁以下）
- (14) 「鐵道問答」（『明治前期財政経済史料集成』一卷五一七頁）
- (15) 井上勝「鐵道改正建議案ニ対スル上陳書」明治二十年七月（『日本鐵道史』上巻六五一頁以下）
- (16) 「我國の陸海運」（『東京經濟雜誌』明治十九年七月三十一日、『田口卯吉全集』四巻二三八頁）

- (17) 『工部省沿革報告』五二頁
- (18) 『日本坑法』一章第二、(同前五四頁)
- (19) 『日本坑法』一章第四、(同)
- (20) 『工部省沿革報告』鉱山、なお石村善助「鉱業法」(『日本近代法発達史』3)を参照。
- (21) 『世外井上公伝』二巻四六八頁
- (22) 同前、二五頁
- (23) 同前、四一七頁
- (24) 『世外侯事歴維新財政談』下巻三八五頁
- (25) 『工部省沿革報告』九頁、一六頁
- (26) 神田孝平「増補農商建國升」(『明治文化全集』経済篇)には商業富國論だけでなく、列強の東洋植民地支配の方式をもつて後進国近代化のモデルとする観念が現れている。先進国の植民地または辺境開発の構想がまず輸入され、主体的条件はさしあたり問題にされない。
- (27) 明治九年二月「行政改革建言書」(『大久保利通文書』七巻四四七頁)
- (28) 「北海道開拓政策の転換」(『北大文学部紀要』7)
- (29) 「当時政府部内(朝廷)に於て農業施設の大方針は一に各地に於ける荒蕪地開墾にあり」(玉利喜造「農界今昔談」『日本農業発達史』三巻二三八頁の所引による)
- (30) 明治十四年「勸業年報」第四回(『明治前期勸農事蹟輯録』下巻一七九頁)

二、内務省諸事業の性格

工部省を中心として、おおむね明治七・八年以前に展開を終る初期官営諸事業と、六年末に設置され実質的には九年以降本格的な活動を行つた内務省の諸事業とは、併行して進められる期間をもつていてもその性格は異なる。内務省による殖産興業は紡織、海運、開墾、牧畜、農事指導、博覧会等の広汎な分野に及び、内務省およびその創設者大久保利通は殖産興業の代名詞であるかのように扱われているのであり、事実、工部省管下諸事業を除く一般的殖産興業の象徴であると考えてよいのである。

内務省の設立とその活動の本格化は、初年の機械的模倣的な西欧化

(諸変革)に対する反省と現実の財政経済情勢によつてもたらされた「民業」への関心を背景としている。まず、この点の検討から始めよう。

最も早く模倣的西欧化方針への批判を提出したのは松方正義であつた。制度的諸変革の支出が財政収入に対して過大であることを指摘したのは大蔵省の井上・渋沢ら財務官僚であるが、このときには殖産興業方針にふれることは少く、「実用ノ興作」が「無用ノ冗費」に對比されるに止まつた。⁽¹⁾ 松方は租税権頭として六年六月頃「国家富強ノ根本ヲ奨励シ不急ノ費ヲ省クヘキ意見書」を提出している。その趣旨は「其能スヘキヲ先ニシ其地力ヨリ生スル利ヲ以テ漸次ニ工商ノ鴻利ニ及ホスノ術ヲ施スニ若カス」という立場から「機巧貿易ノ術」「航海器械ノ費用」を急速に弁じ得ない現況にあつて農務勸奨を先決とすべきことを主張し、

「各風土土地味ノ宜キニ從テ大ニ之ヲ振興セハ各地方官以テ民事ニ勤勞シ土民各其業ニ就クノ目途ヲ得、其鴻益経年ナラスシテ功驗ヲ見ルヘシ、此レ其本ヲ務ムルモノニシテ其投スル処ノ資本僅少ナリト雖トモ其生スル所ノ利許多ナルヘシ、其利許多ナレハ税額モ從テ増スヘシ」

と税源培養の効果を期待するものである。その方法は府県を通じて勸業費を配布するにあつた。当時既に地租Ⅱ地価課税の方針は明らかにされていた筈であるから、松方の税源培養も民富の増進による間税・物品税の増大を期待しているわけである。民業の衰退による財政収支の不均衡が、まず初期殖産興業への反省を促していると言えよう。勸業資金配布による府県勸業の方針は、のち内務省事業計画の一部をなすに至る。

一方、明治六年から七年にかけて顕在化してきた貿易の不均衡が当局者に強い衝撃を与えていることは多くの例証がある。この問題は内務省時代から紙幣整理の段階にいたるまでの期間において、産業政策上の中心問題であつたと言ふことができる。大久保利通は、明治九年

四月「国本培養に關する建議書」において

「抑も実力輕重の所係一目洞観すべきもの全国の計算統計是なり、而して此統計中盛衰輕重の分量權衡を用ひずして詳明較著なるものは中外輸出入の統計是なり」

と述べて輸出入状況を国力評價の基礎におくという判断を示しており、この基準に照らして、大久保は「宮室、衣服、船艦、兵器ヨリ芸百般ノ器械、服飾、日用ノ雜品大概旧觀ヲ改メ、電信、汽車、煤燈ノ類更ニ構造ヲ新ニスルモノ」等々の「開明ノ形状」にも拘らず、輸出入の不均衡と民業の衰微を痛歎するのである。初年いらいの輸出入状況は年度によつて異なるが年々四〇〇万乃至一〇〇〇万円程度の入超を明治十三年まで続けているのであつて、輸入の主力は綿・糖であつた。貿易の失調と現貨の流出を危機的な現象であるとする見解は、大久保に限らず、松方・大隈・河瀬など財政産業官僚がひとしく訴えていることであつて、ここにこれ以上の説明をつけ加える必要はないであらう。松方によれば、それは「國家ノ盛衰安危ニ關涉スル如此重大ナル事件ハ有間數」ものである。殖産興業の具体策として登場する内務省諸事業の背景はこのような情況であつた。以下内務省諸事業の内容について検討しよう。

内務省の担当すべき事業内容については、内務卿大久保利通の明治八年五月「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」が当局者の構想を示すものとしてまず注目される。大久保はここで「内務ノ現ニ着手ノ先務緊要トスル処」として、(一)樹芸・牧畜・農工商の奨励、(二)山林保存・樹木栽培、(三)地方取締、(四)海運の開通の四項目を挙げており、ほかに個別策として勸業寮定額金見込、海外直売の開業、山林局の設立、行政警察規則などを具申しているようであるが、具体的内容のすべてを知ることはできない。しかし、殖産興業關係の主務は駅通寮所管の海運行政を除けばほとんど勸業寮に統括されていることはたしかである。三菱会社保護を基調とする著名な海運助長政策にはここではふれない。

勸業寮は、従来大蔵省租税寮の一課にすぎない勸業課から一躍して一等寮の地位を得た農商勸奨機關であり、内務省殖産興業の中樞をなす。勸業寮の事業内容から内務省諸事業の性格を引き出そうとすることは誤つていないであらう。

内務省事業の目的を定めるに當つて提出された明治八年「勸業寮定額金見込書」は次表のような構成をもつ。

勸業寮定額金見込 円(弗)

費	目	定 額 費	通常国費
官 員	給 給	99,000	-
諸 雇	賃 料	6,000	-
旅 賃	字 費	30,000	-
写 字	宿 費	960	-
内 藤	新 宿 試 験 場 諸 費	147,300	-
農 業	井 農 事 試 験 場 諸 費	64,800	-
工 業	業 試 験 場 諸 費	50,000	-
工 業	業 試 験 場 諸 費	45,000	-
商 業	業 試 験 場 諸 費	50,000	-
房 總	房 總 牧 場 諸 費	45,000	795
蚕 種	原 紙 売 捌 諸 費	-	78,375
富 岡	製 糸 場 諸 費	-	61,800
界 製	糸 場 諸 費	-	(9,900)
勸 業	資 本 金 的 費	-	29,400
地 方	官 委 託 各 地 方 實 際 費	-	1,000,000
景 況	に 依 り 勸 奨 す べ き 諸 費	-	300,000
計	計	538,060	1,470,370 (9,900)
總	計	2,000,430	(9,900)

この見込書から知り得る大久保の意図・構想は次のようなものである。第一に技術導入指導と技術者の養成をはかる試験習学業務を「永遠進歩ノ大成ヲ期シ一切変換スヘカラサルノ業務」として定額費をもつてこれにあて、民業振起のための官営諸事業および補助奨励の業務を「目下ノ形勢ニ応」ずる臨機の事業として通常国費をもつてこれにあてるといふ区分を行い、さらに、農工商の部門別に見れば「農ヲ基トシ工商之ニ応ジ」という比重の上に立つている。すなわち、内務省

において「試験習学」の技術的指導的業務と応急の模範勸奨業務が区分されるに至つたこと、部門別に見れば農牧業・農産加工工業が中心におかれるに至つたことを知る事ができる。この点は工部省の場合と対照的である。右のうち、試験習学の分野は内藤新宿試験場・三田育種場・駒場農学校等の開設となつて現れ、模範勸奨業務はやがて蚕畜紡織製糖関係の官営諸事業と勸業資本の配布となつてあらわれる。勸業資本の配布が、勸業頭を兼ねるにいたる松方の提案でもあつたことはすでにふれた通りである。内務省の応急的模範勸奨の方向は、地方配布の三〇万円を除けば、主として勸業資本金一〇〇万円の使途如何にかかつてくるわけであるが、大久保はその使途目的について次のような方針を明らかにしている。(一)植物・家畜良種の輸入培養配布、(二)農具農機械の改良、(三)開墾牧畜、(四)未発の工業・工場の開発などによつて、「海外輸入ノ物品ヲ制禦シ本邦固有ノ良産ヲシテ海外必需ノ良製ニ改正シ倍輸出ヲ盛ナラシムル」ことが「方今ノ目的」であり、目下着手見込の事業として屑糸紡・製絨・元素物製造・染工等諸工場の建設と糸茶陶漆の改良精製・直輸出事業等が挙げられる。一方、地方官委託の三〇万円は三府六〇県に人口反別に應じて分配下附し地方官の意見上申に基いて支弁するものとされている。具体的な方法としては、模範工場の官営、直輸出事業、府県勸業、補助金、貸附金等の諸形態が考えられるが、内産の改良においても未発の工業興起においてもすべて輸入防遏・輸出振興の意図につらぬかれていることは特徴的である。この点は、当時の貿易経済情勢の反映であり、世界市場への編入の結果生じつつある産業構成の変換にたいする最初の反応であつて、工部省事業とはこの点でも対照的である。以下、勸業寮諸事業の具体的内容に即して検討しよう。

勸業寮(勸農局)關係支出

	明治 8	9	10	11	12	13
經費總額	592,490	1,023,403	393,496	336,879	387,453	390,505
通各	141,810	101,031	125,107	160,769	252,961	272,547
常所經	450,679	922,371	268,388	176,109	134,492	117,957
內新宿試驗場	104,283	102,767	61,033	50,753		
三田育種場		7,513	8,183	23,209	34,738	9,157
駒場農學校	15,399	109,568	85,741	66,994	73,911	42,906
內山下町試驗場	31,989	20,254				
新小川町試驗場		2,222				
各所		986				
閱係支		285,709	6,403	7,301	(63,399)	65,892
出內			(63,858)	(66,915)	25,842	
訖			27,328	27,850		
取香種畜場	21,874	16,730				
蟹種原紙壳捌所	49,722	106,737	79,697			
千住製絨所		63,946	(121,351)	(34,051)	(50,674)	(18,618)
關町製絨所		43,239				
新堀紡績所	32,924	135,016	(64,382)			
富岡製糸所	19,425	26,466			(50,000)	
愛知紡績所	67,112		(17,581)	(2,061)	(23,866)	(9,856)
広島紡績所			(16,691)	(3,593)	(2,447)	(20,690)
紋島製糖所					(99,741)	(150,157)
築地製茶所		488				
米國博覽會事務局	3,360					
興業費・欠額補填金計			283,863	106,620	290,127	199,321
總計	592,490	1,023,403	677,359	443,499	677,580	589,826

事業が未だ所期の展開を示していないからであり、むしろ蒸気船会社
船買上代三二五、〇〇〇円と三菱助成金約二〇万円などをふくむ駅通
寮経費が巨額である。勸業寮は九年度予算として一五四万円余を請求
し「新二許大ノ事業ヲ興シ以テ民利国益ヲ謀ルモノ年々増加スル故」
と説明しているが、事実九年度以降勸業寮諸事業が当初の構想に従つ

各所関係支出内訳は、各所経費と（ ）内の興業費＋営業資本欠額補填金を併記。
『明治前期勸農事業記録』下1609頁および各年度「歳入出決算報告書」による。円未満切捨。

て具体化してくる。前表は十三年までの勸業寮（のち勸農局）関係支出を管下各所に区分して示したものである。十年以降の経費の減少と興業費・欠額補填金の発生は、作業条例による経費・営業資本・興業費の区分によるものである。九年度の一〇〇万円を最高とし、『内務省年報』の記載とは多少異同があるが、連年六〇万円前後の支出を行つており、当初の計画が府県委託金を除いて一七〇万円を予定していたのに対して半ばにも達していないが、その事業内容は多彩である。管下各所官営施設の内容は、(一)試験場・育種場・農学校の試験習学機関、(二)牧羊種畜場、(三)紡織工場、(四)紋籠の甜菜製糖工場の四種につきてゐる。前述の構想がほぼ具体化されているわけであるが、とくに毛・綿・糖の輸入防遏・移植自給の軌道が明瞭に浮び上る。内務省殖産興業の内容は、官営模範施設のほか、直輸出事業、府県勸業、補助金貸附金等の諸系統が存在したが、そのすべてにふれることはできないから、以下、官営施設の性格を中心として注目すべき点を挙げて見よう。

まず輸入防遏の中心をなす綿業関係の殖産興業、官営工場に關しては、すでに多くの業績があり、具体的内容を繰返す必要はないので、殖産興業政策の一環として見た場合に問題となる点のみに限定する。第一に機械紡績の創出が原棉振興と結合されており、従つて全国の棉作要地に機械紡績工場を設置したことであり、動力の形態もこのような立地条件によつて水力をとる場合が多かつたことである。この事情は、設計者石河正竜の復命書に明らかである。

「凡ソ綿ヲ謂ヘバ必摂津河内ヲ称シ此兩國其産最多ク其質最美ナリ、而シテコ
コニ已ニ界紡績所アリ、コレヨリ以東ニ在テハ三河國綿最モ多クシテ未紡機ノ
設アラズ、而シテ界ヲ距ルコト遠人未紡機ノ何者タルヲ知ラズ、一機ハ必此
國ニ建立ス可シト事夙ク定マレリ、然ルニ此國石炭抗アルコト無クコレヲ他ヨ
リ取ラムニハ亦甚便ナラス、機動ハ必水力ヲ以テセサルコトヲ得ズ」

北大文学部紀要

二千鍾紡績という小規模性と、経営・技術の未熟、水力の不安定性・内棉の不適性・立地条件の不利等々の諸条件が重なり合つて、愛知・広島官営紡績所と起業基金支出による松下二千鍾十基紡とはおむね成績不振であつた。これに対して民営大阪紡績は一萬鍾規模で明治十六年から操業開始したが、その動力は「最初水利ニ藉ルヘキ計画ヲ樹テ各地ニ就キ水源ヲ求メシモ水力運輸兩ナカ便利ノ地ニ乏シク」蒸氣力を採用している。この程度の規模と運輸の便とが機械紡績自立のために必要であることは、明治十七年の「興業意見」ですでに認められるに至つてゐる。

「工場設置ノ地位ハ空氣乾濕ノ模様運搬通信ノ開塞、金融利子ノ高低原価買入及ヒ製品販賣ノ利害、石炭価額ノ貴賤並買入ノ便否、職工傭入ノ難易、其生計ノ苦楽等ニ由テト定セハ、始メテ大過ナカルヘシ、因テ惟フニ撰河泉並山陽沿海地方ハ最モ適當ノ地位ニシテ、就中大阪ハ最上ノ地ト云フヘシ、紡績所ヲ設立スルニ当リ一工場少クモ二萬鍾ヲ下ラサルヲ善シトス」

「興業意見」は農務中心の傾向が強く、綿業に關しても「本邦固ヨリ産棉ニ乏シカラス」という立場から原棉振興と紡績との結合の意図を捨ててはいないが、紡績業自体の立地条件に關しては上記の如き企業採算を考え、大阪を中心に機械紡績を集合させることを提案しているのである。その背後に民営大阪紡績の実績が存在したことは明らかであり、これに対して松下十基紡の次のような性格は特徴的である。

「資本もなく學術もなく、唯年々七百万円の綿糸を輸入するが心懸きに、所謂向ふ見ずの田舎愛國にて、當時官の誘導するに任せ、我身の程をも測らず、猥りに大業を企てたるものにして、今日に及びては殆んど進退維谷まじり」

この対比は、内地棉作との結合の強弱を示すに止まらず、官営形態および官指導の下における地主・前期的資本転化の形態（向ふ見ずの田舎愛國）と、資本と學術と採算性を備えた大資本創設のタイプとの差を示している。この両者を「非自生的」であるということと同一視するのは誤りである。

第二に、綿糸の輸入による内産棉・糸の衰退は、輸入糸の使用を利

益とした綿織物業の発展によつてもたらされており、しかも一般に織物業は政府の保護勸奨を受けることが少かつたということが注目される。明治初年いらい毎年総輸入額の三〇〜四〇%を占めた綿製品のうち、綿糸と綿布の輸入額は次の通りである。

年 度	綿 糸	綿 布
明治元年	1,240	2,543
2	3,421	2,623
3	4,531	2,982
4	3,524	5,525
5	5,339	4,888
6	3,403	5,609
7	3,576	5,405
8	4,066	5,046
9	4,165	4,908
10	4,101	4,195
11	7,231	5,008
12	6,189	5,831
13	7,708	5,523
14	7,272	5,044
15	6,575	4,219
16	6,182	2,785
17	5,166	2,488
18	5,200	2,884
19	5,913	2,317
20	8,265	3,380
21	13,672	4,692
22	12,593	4,668
23	9,988	4,129

『日本経済統計総観』 単位千円

すなわち明治二、三年を除いて十年までは綿布の輸入量が上位にあり、十年をさかいとして綿糸輸入がこれを凌駕するようになる。従つて、綿輸入の最も深刻な影響をうけたのは内産の原棉と製紡であつて織物業ではなかつた。⁽¹⁵⁾ 在来織物業は、固有の風俗と生活に保護された国内市場をもち、一方その生産力も在来の手紡に比べれば、はるかに高かつたから、直接的保護の対象とはならなかつたのである。織物業が、直接的保護をまたずに器械の改良と洋糸の導入によつて成長し、政府の官営保護を紡績部門から出発せしめたことは、在来産業のある程度の高さを証明しており、中国の場合と対比さるべき性格を持つていると思われる。⁽¹⁶⁾

輸入防遏ないし輸出増進のための農産振興『農産加工工業移植という性格は、本来「永遠進歩ノ大成ヲ期シ一切交換スヘカラサルノ業務」と考えられた試験・習学部門の中にも濃厚な時代的特質を打ち出している。内藤新宿試験場および三田育種場の主要な事業は、「博ク

内外ノ植物ヲ聚収シ其効用ノ良否耕耘ノ得失培養ノ適否害虫駆除ノ方法等ヲ講究ス、又良種子ヲ海外ヨリ購求シ各府県ニ頒賦シテ之ヲ試験セシメ或ハ人民ノ請ニ応ジテ之ヲ分ツ」とあるように、内外良種の蒐集・試作・頒布におかれたのであるが、『明治前期勸農事蹟輯録』の「種苗輸入・取寄・配布状況年譜」⁽¹⁷⁾によれば次のような傾向が明らかである。主要な項目は果樹・稲・麦・茶・煙草・甜菜・苧粟・甘蔗・棉・麻などであり、洋種の輸入に力点が置かれる。この中には、麦・菜種・リンゴ・西洋蔬菜のように国内市場向け新品種として定着したものもあるが、輸出品種改良（稲・茶・煙草等）と輸入防遏原料作物（製糖原料としての甜菜・苧粟・甘蔗および棉）が中心となつてゐることは特徴的である。これらの新品種は府県を通じて配布試植され定着に成功すれば前記の官営または補助工場の基盤となるべきものだつたのであり、輸入防遏のための移植開発と、固有の良産の輸出品改良という性格は、ここにも貫かれてゐるということができる。

内務省勸業寮（勸農局）管下事業の内容に関する以上の検討を前提として、その周辺の事情を参酌しながら、内務省的殖産興業の一般的な特徴を挙げて見よう。

国際的諸契機的作用はここにも強く現れているが、その作用の仕方は初期のように直接的誘導的ではなく、より経済的であり対応的である。従つて、同じく国際的条件を背景としながらも、殖産興業の方向には対照的なものが強く現れる。

第一に、基本的なことは、殖産興業の主たる方向が輸入防遏・輸出振興とくにその前者におかれたこと、これは世界市場への編入による経済変動に対する対応であり、後進国における早熟な「保護主義」の誕生と見ることができる。条約改正史上、この時期において多分に觀念的ではあれ「保護関税」論が最も強かつたことはこれに照応する。

第二に、従つて、農業と結合した農産加工々業の移植と改良に力点が
おかれ、殖産興業はより内包的・改良的な形態をとる。

第三に、西欧技術模倣・外人依存への反動として、また経費節減の
要請からして、早くも外人排除「自力」主義の傾向が現れる。内務省
創設の諸工場は外人技師の指導を俟たぬものが多い。百四十馬力の大
規模な製糖機械を導入した紋籠製糖所においても、当初は「唯図面相
手に組立て」「仏蘭西の砂糖製造法という一冊の本を便りに」⁽²⁰⁾製糖を
行つたといわれている。このような外人技術離脱の傾向は、すでに邦
人技術者の成長・代位がそれを可能としたという条件が部分的に存在
したことによるのであるが、一般的には、模倣的移植・依存に対す
る反動であり、西欧技術と科学に対する軽視を含んでいることを見逃
すわけには行かない。紋籠製糖所が創業後まもなく機械の交換と外人
技師職工の招聘を余儀なくされたように、当時の技術は到底自立に堪
える程度に達してはいなかつたのであつて、外人離脱傾向は十分な客
觀的根拠を持たなかつたといわねばならない。この傾向について、
G・ワグネルは、明治十四年の「第二回内国勸業博覧会報告書」にお
いて、国家富強のためには、科学技術と経営能力と資本とが必要であ
り日本はその何れをも欠いているにも拘らず、「近頃務メテ外人ノ資
本・學術・工夫・勞力協助ニ依ラザラント欲スルノ意」⁽²¹⁾を示す「自
力」主義に強い不満を述べている。

「進歩改良ヲ致サント欲セハ規模風俗相同シカラサル國人ト相接シ相通シ有無
交換シ善惡取捨スルヨリ善ナルハナシ、日本人夙ニ之ニ見ラルニヤ数年以來
交ヲ西洋諸國ニ修メ頻リニ進歩改良ノ方ヲ計画シ宛モ東洋諸國ノ先導者トナレ
リ、是レ實ニ世人ノ嚆々稱揚スル所ナリキ、然ルニ頃日驕然トシテ敢テ此先導
者タルノ位置ヲ舍テントスルノ情狀ヲ表スルハ予カ私ニ日本ノ為メ痛惜スル所
ニシテ豈ニ之ヲ日本善後ノ策トナスヘケンヤ」⁽²²⁾

ワグネルはこの方針転換を適確に捉えているのであるが、初期の西
欧化方針はむしろワグネルが他の箇所で指摘しているように「唯一時

ノ權謀術數ニ外ナラサル」皮相性を特徴としたのである。

以上のような、貿易関係を基軸とする「保護主義」の展開は、世界
市場の中での自立と近代化のための前提条件であり、たとえ部分的で
はあつてもその成功なしには政治的軍事的近代化を支えることはでき
ない。特殊かつ豊富な資源をもたない日本が近代化に成功したのは、
まさしく世界市場への編入という事態に対応しえたことによる。しか
しそれは内務省的殖産興業の全面的な成功を意味するものではない。
その成果はむしろ局部的であり間接的であつた。このことは、官營事
業払下げの経過を検討することによつて明らかとなる。

- (1) 井上辭職前後の動向については丹羽邦男「地主制創出の政治過程」(『明治維新と地主制』所収)を参照。
- (2) 『大隈文書』二卷一頁。意見書の提出期日に関しては同文書解題および『大隈重信関係文書』第二、一、一二頁を参照。
- (3) 『大久保利通文書』七卷七六頁。
- (4) 八年五月「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」(『大久保利通文書』六卷三六三頁)。
- (5) 七年四月「海關稅改正議」第三(『明治前期財政經濟史料集成』一卷三六四頁)。
- (6) (4)と同じ。
- (7) 『大久保利通文書』六卷三三四頁。
- (8) 同、六卷三三四頁以下。
- (9) 『内務省第一回年報』三五三頁(『維新産業建設史資料』第二卷)。
- (10) 名和統一「日本紡績業と原綿問題」、信夫清三郎「近代日本産業史序説」。
- (11) 『本邦綿糸紡績史』二卷九三頁。
- (12) 同、三八一頁。
- (13) 農商務省「興業意見」卷二八(『明治前期財政經濟史料集成』二〇卷六九五頁)。
- (14) 宮城紡績菅氏の談話(明治十八年「綿糸集談會記事」、名和・前掲書九八頁)。
- (15) 信夫・前掲書(八七頁)や尾城太郎九「明治初年における殖産政策と在来産業」(『明治史研究叢書』近代産業の生成)所収)が「先進國の攻勢

は明治十年を前後して綿糸から綿布へ転換してきた」というのは不正確である。

- (16) この点、前掲尾城論文が在来産業の高さを強調していることは正しい指摘であるが、それが国内市場において輸入綿布と競争し凌駕するという世界商品としての高さを意味しないことは注意されるべきである。

- (17) 『明治前期勸農事業輯録』上一三九頁。

- (18) 同、上五七四頁以下。

- (19) 井上晴九『日本資本主義と農業および農政の発展』一〇七頁。

- (20) 信夫・前掲書二六九頁。

- (21) G・ワグネル『維新産業建設論集』五一頁。

- (22) 同、五〇九頁。

三、官営事業の払下げ

明治十三年の工場払下概則にはじまる官営事業払下げの過程は、一つには明治政府の殖産興業政策の転換として、一つには財閥成長の主要な契機として注目されてきたものである。本稿においては、官営方針の放棄が殖産興業政策のいかなる変化を示すのかという点が中心的な課題となる。便宜上、官営事業払下げの諸契機に関する諸説の検討からはじめる。払下げを必然ならしめた諸契機に関して、従来、民間産業勃興説、財政緊縮説、軍事的再編成説の三つに整理されるのが通例である。かつて論争の当事者であつた小林良正氏自身によつて、このような整理が行われたために、以後の研究者に踏襲されてきたわけであるが、しかし、これらの諸説は同一平面上において対立させられるべきものではない。民間産業勃興説は官営事業と民間企業の競争の弊に力点を置き、財政緊縮説は官営事業の欠損と情実依怙の弊に力点を置き、軍事的再編成説は殖産興業の重点化に力点を置く。この三説を検討すれば、殖産興業の重点化を説く場合にも、払下げを受容する側での（たとえそれが政商であつても）一定の「民間産業」の勃興を否定するわけではなく、財政上の一定の制約の上にこの再編成が行わ

れたことを否定するものでもないことが知られる。また「勃興」という事態も「欠損」という事態も、ともに払下過程の中には存在したのであつて、この何れを規定的と考えるかは論者の立場が殖産興業をどのように評価しているかによつて決定されているようである。すなわち、官営事業を模範勸奨の性格において理解する場合が前者であり、利殖的性格において理解する場合に後者の結論が生まれる。そして、この両者は何れも払下げをもつて自由放任主義への転換と見做しているものであり、小林氏ならびに講座派の再編成論は、殖産興業の性格のこのような理解に対する批判であつた。従つて、官営事業払下げをめぐる諸説の対立は、殖産興業政策理解の対立の表現なのであつて、払下げ過程そのものの事実認識の対立ではない。むしろ事実認識においては、例えば払下げが一斉に全官営事業にわたつて行われたとするような、または官営事業をすべて一括して軍事的性格において考えるような、また官営事業のすべてが欠損を出していたかのような、多分に粗雑な事実認識を前提としているので、この点の再検討からはじめなければならぬのである。殖産興業政策の転換の意義に関しては、そののちに問題とすることができぬ。

工場払下げを提案しているのは、明治十三年五月大隈重信の三議一件の建議のうち「第一、勸誘ノ為メ設置シタル工場払下ケノ議」であるが、この建議は次のような点を明らかにしている。

官営事業を(一)政府の直轄すべき軍事造幣部門、(二)資本と學術とを要するため人民の発起せざる製鋳冶金部門、機密保持のために直轄すべき通信印刷部門、(三)紡織・機械製作等の模範工場の三つに分ち、その最後の部門のみを払下げようとしてゐること、払下げの理由は、模範工場にして既に事業成績挙るものを継続することは独占の弊を招いて勸業の本旨に乖き、利益なきものを継続することは国帑の損失を招くという点に求められること、払下対象は内務省所管製作部門（製糸・

製絨・紡績・石炭酸・製糖）と工部省所管工作部門（機械・セメント・造船・白煉瓦・硝子）に属する十四工場を挙げていること、払下げは（一）毎年の欠損額を消し（二〇万四千元）、（二）営業資本金を即時上納せしめ（一〇八万円）、（三）興業費を年賦償還せしめ（二八〇万円）等の国庫収入を挙げ準備金に加える点を強調していること、払下げに公告入札の方法をとるべきこと、などである。すでにこの建議の中に「重点主義」「競争回避」「財政緊縮」等の要素がすべて含まれているのであつて、その何れが規定的な要素であり、それがどの程度の方針転換であるかは、官営事業の全体について、具体的経過的な検討を必要とする。

官営事業全体の部門別年次別の投資額および損益を表示すれば別表のようになる。十年以後をとつたのは作業条例によつて曲りなりにも各事業所の会計が整理され、厳密でないが事業の損益が推定できるようになつたからである。投資額は国庫支出における興業費科目と起業基金および中山道公債支出額をそれと見做し、国庫に益金として収納されたものを収益、営業資本欠額補填金として国庫より支出されたものを損失と見做す。本来収益に含めるべき興業費償還金と、損失に含めるべき営業資本欠損減額分とを欠いている点でやや不完全であるが全体の傾向を知るに支障はない。

はじめに諸部門間の比重を見れば、八年間の投資額は陸海軍省管下の軍事工業部門二二四万円、印刷・造幣・電信部門一一八万円、鉄道・鉱山部門八八〇万円、製作・工作・牧畜部門等の模範官営事業一六二万円となり、払下げまたは事業縮少の影響はすでに現れているとしても模範官営事業の占める比重は全体の一割に過ぎない。一方模範官営諸部門の欠損額の中で占める地位は大きく、十二年度を取つて見れば総額一六・七万のうち一三・八万円を占める。前記大隈の建議はこのような部門を切り捨てようとしたものであつた。従つて、年々の

欠額補填支出を回避する意味では有効であるが、一方、年々平均二〇〇万円程度の追加投資を行つて官営事業全体にとつてこの部門のみの払下（興業費・営業資本の回収）は大きな意味を持ち得ないこと、準備金増殖・国債償還という観点からは鉄道・鉱山事業を処分する以外に有力な手段はないであろうということが推察されるのである。

次に投資額の年次別の変化を見れば、全体の傾向として十三、四年度をピークとする山を描いているが、十二、十六年度の間に著しい変化はない。官営事業の一方における縮少が一方における増大によつてカヴァーされているからである。減少の著しいのはいわゆる模範事業部門と鉱山部門であり、払下対象部門となつたことに照応しているが一方逆に増大しているのは軍事工業部門である。とくに十五年以降のそれは海軍においては横須賀造船所の拡張に、陸軍においては村田銃・山・野砲・銃包、火薬等の生産設備に投ぜられたものであり、この時期の軍備増強計画の反映である。さらに、この時期以後、中山道鉄道公債二千万円による幹線建設と海軍公債三千万円による軍備増強計画とが進行することを考えるならば、全体として官営事業の軍事運輸重点化の傾向を指摘することは誤りではないであらう。しかし、このことは、模範勸奨部門とこれに加えられた鉱山部門が払下げられた理由および各産業部門における殖産興業政策の転換を直接に説明するものではない。

次に損益額を見れば、すでに述べたように模範勸奨部門は欠損額が大きく、北海道諸事業を除くその他の各部門はおおむね収益性に富んでいるように見える。このことが払下げの契機を主として財政的配慮に求めさせることになるのであるが、各事業所によつて経営内容は異なるし、とくに鉱山部門が払下対象に加えられた理由を知るためにはさらに個別的な検討が必要となる。

投 資 お よ び 損 益

14	15	16	17	計	主 要 事 業 場
-	-	-	-	123,914	下総牧羊場
-	-	-	-	+23,852	
-	-	-	-	-87,291	
7,597 +16,276 -	7,180 +65,290 -16,852	95,852 +4,216 -	66,696 +52,355 -	746,997 +184,492 -140,511	千住製絨所, 新町紡績, 愛知, 広島紡績, 紋隆製 糖所, 製菓所
29,348 - -	- - -	- - -	- - -	72,179 +556,859 -	
- +385,233 -	- +462,606 -	- +398,155 -	- +376,065 -	99,984 +4,359,875 -	
960,879 +300,138 -	326,782 +276,058 -203,707	236,967 +97,462 -40,000	125,342 +232,953 -	3,559,418 +1,742,007 -389,343	佐渡, 生野, 三池, 院内 阿仁, 釜石, 小坂, 中小 坂, 油戸
1,100,700 +1,127,478 -	1,115,812 +913,845 -	1,337,202 +933,777 -	401,869 +750,538 -	5,241,314 +6,153,692 -	
128,376 +263,628 -	101,949 +90,541 -	82,945 +73,477 -	94,590 +61,155 -	1,004,419 +861,934 -48,814	
6,427 +15,233 -28,000	27,102 +704 -200,000	77,998 +17,131 -	95,000 +7,047 -	744,453 +57,271 -337,694	長崎・兵庫造船, 品川硝 子, 赤羽, 深川
6,139 +206 -	- +69 -	- +600 -	- +346 -	20,375 +1,956 -	
- +1,896 -	- +4,080 -	- +6,369 -	- +6,162 -	2,244 +24,545 -	
91,133 +12,373 -	131,720 +1,326 -	131,396 +40,828 -	34,842 +656,520 -	553,761 +825,228 -	横須賀造船所
154,827 - -	117,442 - -	72,555 - -	- - -	503,842 - -	三田村火薬製造所
39,848 - -	173,348 +213 -	191,582 - -	360,025 +235 -	1,177,633 +448 -	東京, 大阪砲兵工廠
726,282 +24,229 -	391,875 +13,262 -51	150,336 +2,624 -	88,731 +177 -	2,154,294 +78,864 -29,502	
2,845,804 +2,146,697 -28,000	2,001,340 +1,828,002 -240,612	2,234,279 +1,574,645 -40,000	1,182,868 +2,143,559 -	16,385,447 +14,876,064 -852,143	

事業に含め、広島県鉱山益金は小額なので工部省鉱山に含めた。

官 営 諸 事 業 へ の

北大文学部紀要

所 管	部 門	費 目	明治10年度	11	12	13
内 務 省	牧 畜 山 林	投 収 資 益	43,659 -	47,797 -	32,458 +23,852	- -
		欠 損	-20,704	-35,626	-30,961	-
内 務 省 農 商 務 省	製 作	投 収 資 益	192,921 +4,584	39,706 +2,778	157,361 +7,949	179,684 +31,044
		欠 損	-29,434	-1,574	-69,368	-23,283
大 蔵 省	印 刷	投 収 資 益	40,431 +270,724	- +102,285	- +142,363	2,400 +41,487
		欠 損	-	-	-	-
	造 幣	投 収 資 益	- +834,284	49,988 +910,495	46,933 +505,628	3,063 +487,409
		欠 損	-	-	-	-
工 部 省	鉱 山	投 収 資 益	218,071 +149,982	235,366 +55,734	486,643 +237,952	969,368 +391,728
		欠 損	-21,193	-85,067	-	-39,276
	鉄 道	投 収 資 益	27,812 +384,088	75,169 +456,622	454,097 +698,784	728,653 +888,560
		欠 損	-	-	-	-
	電 信	投 収 資 益	193,770 -	129,049 +19,366	164,770 +139,074	108,970 +214,693
	工 作	投 収 資 益	83,522 +6,159	115,842 +633	151,523 +5,076	187,039 +5,288
		欠 損	-23,250	-14,654	-37,896	-33,894
	採 油	投 収 資 益	- -	- -	- -	14,236 +735
海 軍 省	石 炭	投 収 資 益	- -	- +1,285	- +4,559	2,244 +194
		欠 損	-	-	-	-
	造 船	投 収 資 益	- +1,503	16,493 +50,958	41,945 +36,377	106,232 +25,343
	火 薬	投 収 資 益	- -	- -	16,946 -	142,072 -
		欠 損	-	-	-	-
陸 軍 省	兵 器	投 収 資 益	- -	- -	290,160 -	122,670 -
		欠 損	-	-	-	-
北海道諸事業 (含鉄道)		投 収 資 益	- -	16,613 -	112,442 +26,730	668,015 +11,842
		欠 損	-	-	-29,451	-
合 計		投 収 資 益	800,188 +1,651,328 -143,497	709,415 +1,599,160 -136,923	1,877,220 +1,828,344 -167,657	2,580,039 +2,104,329 -95,454

- (1) 内務省衛生局の製薬事業は製作に含め、農商務省の鉱山・鉄道・電信等北海道に関するものは北海道
 (2) 北海道諸事業に対する投資・損益額は、開拓使経費による支出収納を含まないので不完全である。
 『明治財政史』3巻および各年度『歳入出決算書』、『新撰北海道史』7巻による。円未満切捨。

投 資 お よ び 損 益

14	15	16	17	18	計
19,487 +129,995	20,113 +20,487	- +14,870	16 +40,264	- -	171,694 +464,992
- +11,385	- +35,217	10 +18,331	- +21,063	- -	58,508 +172,379
64,447 +99,540	39,251 +36,246	75,619 +24,422	16,516 +142,538	11,676 -	305,169 +425,856
501,134 +10,132	86,928 -87,175	92,524 -23,040	108,809 -25,457	- -	1,144,476 +24,931
122,045 +7,883	39,704 -40,986	47,560 +3,495	- -29,504	- -	476,197 +25,142
4,999 +12,952	48,500 +10,760	12,740 +30,428	- +11,992	- -	99,222 +96,168
230,998 -164,631	127,293 -78,865	8,513 -	- -	- -	1,233,355 -270,853
- -6,378	- -	- -	- -	- -	105,934 -17,123
- 305,780	- +256,757	- +379,428	- +358,321	- -	27,812 +2,143,072
33,564 +724,518	90,187 +639,262	90,983 +523,083	131,624 +388,693	6,523 -	1,085,234 +3,951,906
464,410 +6,093	737,629 +17,826	889,164 +31,263	382,151 +3,522	- -	2,898,124 +58,704
1,701 -	- -	- -	- -	- -	5,974 -
- -	- -	- -	- -	299,496 -	299,496 -
128,376 +263,628	- +90,541	- +73,477	- +61,155	- -	724,935 +813,120
- -7,401	- -51,925	- -	- -	- -	37,457 -53,761
- -	- -	- -	- -	- -	- -2,883
1,500 +268	- -8,765	- -	- -	- -	49,196 -14,678
6,427 -39,991	- -20,701	2,998 -41,948	- -	- -	117,180 -159,176
- +417	- +703	75,000 +15,971	95,000 +4,607	4,299 -	363,463 -20,273
- +5,726	27,102 -53,016	- -10,372	- -117,629	- -	233,103 -165,825
6,139 -	- -	- -	- -	- -	20,375 -
17,767 +28,188	4,931 +3,227	- -518	- -	- -	48,606 +30,897

『工部省沿革報告』による。円未満切捨。

工 部 省 諸 事 業 へ の

事 業 所	費 目	明治10年度	11	12	13
佐 渡 鉱 山	投 損 資 益	- +22,857	- -29,225	52,078 +108,541	80,000 +157,203
生 野 鉱 山	投 損 資 益	- +58,153	- -55,842	7,471 +160	51,027 +83,912
三 池 鉱 山	投 損 資 益	- -21,292	- +13,423	35,099 +43,405	62,561 +87,574
阿 仁 鉱 山	投 損 資 益	- +51,691	5,751 +30,462	67,385 +50,703	281,945 +17,615
院 内 鉱 山	投 損 資 益	- +17,279	4,111 +11,849	42,469 +34,068	220,308 +21,058
小 坂 鉱 山	投 損 資 益	- -	- -	22,994 -	9,989 +30,036
釜 石 鉱 山	投 損 資 益	173,948 -	200,782 -	240,574 -	251,247 -27,357
中 小 坂 鉱 山	投 損 資 益	44,122 -	20,420 -	9,192 +959	32,200 -11,704
東京—横浜鉄道	投 損 資 益	27,812 +141,842	- +136,641	- +251,295	- +313,008
大 津—神 戸 鉄 道	投 損 資 益	- +242,245	75,169 +319,980	325,503 +479,561	338,204 +634,564
敦 賀—大 垣 鉄 道	投 損 資 益	- -	- -	36,699 -	388,071 -
東京—前橋鉄道	投 損 資 益	- -	- -	1,895 -	2,378 -
高崎—上田 大垣—半田} 鉄 道	投 損 資 益	- -	- -	- -	- -
電 信 局	投 損 資 益	193,770 -48,814	129,049 +19,366	164,770 +139,074	108,970 +214,693
赤 羽 工 作 分 局	投 損 資 益	7,636 +304	- +332	16,621 +3,781	13,200 +1,148
赤 羽 工 作 分 局 附 属 木 具 塗 物 場	投 損 資 益	- -555	- +18	- -2,346	- -
深 川 工 作 分 局 白 煉 瓦 製 造 所 共	投 損 資 益	6,633 -3,639	7,063 -4,632	1,000 +1,044	33,000 +1,046
品 川 硝 子 製 造 所	投 損 資 益	30,034 -	38,052 -	23,627 -34,602	16,042 -21,934
兵 庫 造 船 所	投 損 資 益	- -19,054	14,995 -10,011	87,477 -947	86,692 -11,959
長 崎 造 船 所	投 損 資 益	39,209 +5,854	56,256 +270	39,433 +249	71,103 +3,093
石 油 鑿 井 場	投 損 資 益	- -	- -	- -	14,236 -
油 戸 鉱 山	投 損 資 益	- -	4,561 -	9,379 -	11,968 -

工部省管下の諸事業のみに関して各事業所別の投資額と損益を表示すれば前表のようになる。この場合は興業費償還および営業資本欠損が損益額の中に含まれる。個別的に見ると事業所によつてまた年次によつて損益の変動が大きいことが知られる。具体的にいへば、終始大きな利益を挙げている鉄道事業を除外すれば、諸事業所のうちで安定した地位をもちほとんど一貫して利益を生んでいるグループは佐渡・生野・三池・小坂の諸鉱山であり、経営規模も大きく多少黒字を生みながら十五年以降赤字に転じているグループは阿仁・院内の鉱山と長崎造船所であり、その他の経営は全く不安定であつて、とくに金石鉱山・品川硝子製造所は損失の比重が極めて高い。ここで考慮に入れないといけないことは、官営事業の経理においては収益とは作業収入から営業費を差引いた残余を意味するのであつて、資本利子・固定資本償却を含まないから、興業費投下の相当部分は事業維持のための費用と考えねばならないことである。とすれば、工部省所営事業中年々の益金をもつて興業費の追加を賄ひ得る、すなわち財政負担とならない事業は、鉄道を除けば前記の第一のグループのみである。十五年以降の不況の与えた影響はさまざまであつて、強く工作・造船部門に作用し、経営収支の悪化とともに作業量全体の減少が見られるが、輸出を主軸とする炭坑、鑄貨素材を供給する金銀鉱にはその影響が少い。

以上のような官営事業の実態を念頭において、払下げの実施過程を検討して見よう。十三年十二月の払下概則の発表によつて「阿仁・院内・三池ノ各鉱山ヲ売下セラレンコトヲ上願スルモノ陸續輩出ス、皆之ヲ允許セス」とあるのが同年十二月である。一方、比較的早く政府の側から払下公告を行つたことが知られているのは兵庫造船所（十四年八月）中小坂鉱山（十五年二月）があるが、工作部門の諸工場は一般に早くから払下げ対象に挙げられていたようである。十五年十二月

に工作局は、曩に稟請するところとして、

「畢竟営利ト勸業ト並行セサルハ道理ノ由テ然ラシムル所ナリ。因テ四分局ノ工場ハ当初設立ノ旨趣ヲ失ハスシテ其工事ヲ繼續セシムルノ意ヲ以テ、或ハ売与、或ハ貸与、或ハ他者ニ譲与スル等ノ処分ヲ為ササルヘカラス。而シテ今之ヲ工場払下規則ニ照シテ処分セントスルニ方テ、所望者ノ稀ナルハ営業資本即時上納及ヒ工業費年賦上納金等ノ多額ナルニ縁由セリト云フ。請フ、該規則ヲ斟酌シ、権宜ノ処分ヲ裁可セラレヨ」

と記しており、この稟請に対し権宜の処分は臨機具案すべきことを令せられたとしてゐる。これによつて模範工場が営利の原則と矛盾する故に払下げられるに至つた事情が裏書きされ、また払下概則の徴収規定の故に、欠損の多い工作局所管工場は出願者が少かつたことを知ることが出来る。一方、優良鉱山の払下げを拒否する態度は継続され、十七年七月に太政官の明らかにした方針によれば、佐渡・生野・三池・阿仁の四山を引きつづき官行し、その他を払下処分の対象としてゐる。このような状況であつたために、払下概則は現実上の効果を収めることができず、実際に貸下・払下が行われたのは十六年以降であり、それも「各個適宜ノ方案」によつて行われたのであつた。十七年八月、工部省は太政官に稟議して次のように述べてゐる。

「曩ニ工場払下概則ヲ制定セラレシモ、油戸鉱山以下深川セメント製造所、品川硝子製造所、長崎造船局等払下及貸与ノ措置實際概則ニ準拠セス、各個適宜ノ方案ヲ設ケ稟議允可ヲ得タリ。是レ畢竟概則ノ實際ニ適セサルカ故ナリ。既ニ中小坂鉱山等モ現今処分稟議中ニシテ之ヲ払下スルトキハ油戸其他ニ準シ適宜ノ処分ヲナササルヘカラス。而シテ工場払下概則ヲ存在セハ之カ為メニ支障ヲ招クノ憂アリ」

こうして、払下概則は単に民間移譲の原則を宣明したに止まり、何等具体的な効果を収めることなく十七年十月に廃止され、民間への貸与払下はむしろそれ以後に進行するのである。概則の規定が支障になつたというのは、さきに挙げられた営業資本・興業費の上納規定とともに爾後の営業について嚴重な管理規定が設けられていることをも指している。

以上の経過に照らして、工場払下概則の観念的かつ財務的な性格はほぼ明らかであり、それは次のような点に要約される。模範工場が多くは營業成績を挙げる至つていらないにも拘らずこれを処分しようとしていること、払下に際して実状に適さない方法をとつてゐること、優良鉱山の独占を継続していること、そしてこれらのことは十三、四年の時期における財政冗費の節約と準備金増殖・国債償還・紙幣償却の要請の強さをものがたつてゐる。この点は十四年十二月にいたつて、既設鉄道の払下げが問題とされるに至つたという事情からも推察できる。伊藤博文の「鉄道株券発行ノ議」に、

「客蔵官有ノ諸工場払下ノ令達アリシハ一ツハ政務ノ繁ヲ省キ簡ニ就キ一ツハ歳費ヲ節シテ紙幣償却ノ元資ヲ補足セントスルノ盛意ニ出ツ、而シテ各所ノ工場漸次払下ケ若クハ貸渡ノ処分ニ至テハ此第一ノ目的ハ善ク之ヲ達スルヲ得ヘシト雖モ第二ノ目的中紙幣償却ノ元資増加ノ一点ニ至テハ方今国内ニ融通資本ノ欠乏ナルト金利ノ騰貴ナルトニ因テ遽ニ許多ノ払下ケ代金ヲ収納スルコト難ク殆ソト其結果ヲ視ル能ハス、蓋シ工場払下ケノ令達タル政府ノ経営ニ係ル諸工業中ノ一少部分ニ関スルノミニシテ其支給セシ資本モ亦多額ト云フヘカラサルヲ以テナリ、官設ノ諸工事中ノ重要ナルモノニシテ其支給セシ資本ノ最多ナルハ鉄道ニ如クモノナシ、依テ此際鉄道株券ヲ発行シ其収入額ヲ分割シテ一ツハ紙幣支消ノ元資ニ補充シ一ツハ海陸漕運ノ方法ヲ改良補益スルノ資ニ充テ以テ國家ノ財政ヲ開張セント欲スルナリ」

右の建議は一度採用され山県工部卿代理は十五年五月鉄道株券発行条例・布達案を上申しているが、同時に興業費既償却分を資本額から除くことに反対しており、結論を得なかつたらしく、七月に至つて再び中止されている。実現されなかつたとはいへ、この建議は払下概則と準備金増殖・紙幣償却との密接な関連を示しており、官営事業の縮少―未完成な模範勸奨部門の放棄が殖産興業政策自体の内部からする要請によつてではなく財政的行政的要請によつてなされたことをものがたつてゐる。

工場払下概則に照応する行政改革は、十四年四月の農商務省設置であるが、設置に當つて新たな殖産興業方針が提出されているとは見ら

れない。そのことがこの時期に「自由放任主義への転換」が行われたと認識せしめることにもなるのである。

農商務省の設立が、明治十三年における一連の財政行政改革の一環であり、工場払下概則と同一の基盤に立つてゐることは十三年十一月大隈・伊藤が提出した農商務省設置の建議から明らかである。その要点は、一つは農商行政機構を統一整理して行政簡素化・経費節減をはかること、一つは官業・干渉・貸与保庇の弊を変じて法による一般的保護に転じ、農商管理事務に局限すること、この二点であつた。財政政整理の要請を主要な契機とすることは工場払下概則と同様であり、その「一定ノ規則ニ拠リテ公平不偏洽ネク農商ヲ誘導スル」趣旨は具体的内容に乏しいと見なければならぬ。農商務省十四年六月の府県布達にはこの趣旨をそのまま繰返して述べているが、現実的效果としては従来の府県勸業の放棄縮少を結果したに過ぎないことは、同年十二月再び布達して「干渉ヲ厭テ委放ニ過クルコトナク成法ヲ株守シテ變通ノ実ヲ失フコトナキ様注意可致」と述べざるを得なかつたことから推察できる。農事通信・報告・農談会・諮問会の類の推進は、内務省勸農局の事業を継承し、その殖産方針が貿易関係品に集中してゐることも前期の継承であつて、農商務省固有の勸業方針は提起されてゐないのである。農商務省は、その予算規模の小ささと、その長官の転變の激しさという機構上の特徴から見ても、これに殖産興業の新たな推進者としての役割が与えられていたとは考えられず、工場払下概則と共に、財政政整理の要請に基く殖産事業縮少の表現と見るほかはないのである。しかも、前記の設置建議において、「工ニ関スルノ事ハ工部省ノ勸工寮廃止以來之ヲ統一主管スルノ局ナシ」ということが指摘されながら、工業勸奨の行政機構は放置されたままであつた。そして、一方では工部省自体の現業的性格が批判され、官営事業の縮少に併行して工部省廃止の舉にいたる。工部省廃止が官業払下げの機構的

表現であることは当然であるが、勸工方針それ自体の縮少を意味することは、依然として代るべき勸工行政機構が問題とされていないことから明らかである。工部省の改革を提議した工部卿佐々木高行の十六年七月の建議は次のように述べている。

「工部省の本務は純然たる営利の姿となり、目下直接の利なしと雖も國家経綸の上に於ても工部本分の資格に於ても俱に已むべからざるの事業即ち土木の事の如きは、全く之を他省の所轄に委するのみならず、其の所管の事業なる鉄道・工学校及電信・燈台の如き、則ち之を管掌するに論なきも、其の情実を索れば遙に客位に在りて殆ど本省の主務とする所にあらざるが如きの状況に陥りたり」

すなわち、工部省の本務とするところは土木事業にあり、一般的には運輸通信の開通にあるという觀念であり、工業部門の發展勸奨に關する構想をもたない。土木は当時内務省の事業であつて、勸工寮廢止らしい稀薄となつていた工部省の勸奨的性格の復活は、ついに当局者によつて問題とされなかつたと言わざるを得ない。

個々の私下状況の中から注目すべき点を拾うならば次の通りである。模範事業の成果の貧しさを最もよく示しているのは内務省勸農事業であつた。内藤新宿試験場は十二年五月宮内庁へ移管され、三田育種場は十七年四月大日本農會に委託され、三田農具製作所は二十一年一月子安峻に払下げ、下総牧羊場は十八年六月宮内省へ移管され、播州葡萄園と神戸阿利機園は十九年四月前田正名に委託される。以上は農牧關係の諸施設であるが、創設当初に意圖された農牧産の移植・改良の意圖はほとんど實現されぬままに移管・払下の処分を受けたと見なければならぬ。G・ワグネルは明治十四年の「第二回内國勸業博覽會報告」において官設農場について

「其旨趣イカホト善ナリト雖トモ毫モ効績ナクンハ寧ロ勞セサルニ如カサルナリ、政府ノ下野駒場札幌等ニ起セル農場ハ一般人民ノ言フ所ニ抛レハ曾テ効績ヲ表セス」

と述べているし、明治十七年九月の農商務省「農政計画図表解説」は

官設奨励事務の現況・将来の見込について次のように述べる。すなわち、下総種畜場は緊要な施設であるが「民間需用ノ度ニ応センコトヲ要」し、播州葡萄園は試験中であり七年のうちに至らなければ廢存を決定できないが「永ク官ノ処理スヘキモノニアラス、而シテ其民業ニ移サンニハ成ルヘク諸般ノ裝置過大ナラサルヲ要」し、農具製作所は「我農業ハ未スカル器機ヲ使用スルノ度ニ達セス……該所製作ノ隆盛ヲ見シコト恐クハ數十年ノ後ニ在ルヘ」く、縮少維持↓払下の方針をとるべきであり、三田育種所は「民間ニテ容易ニ獲難キ貴重ノ種子ヲ貯ヘテ之ヲ各地ニ分賦」するといふ目的に限定して維持すべきであるという。この解説から明らかなように、之等の勸奨施設はほとんど主導的效果を發揮せず、農政の中で占める地位も弱化した。しかも二十年までに之等がすべて払下げられて行くことは、内務省的農業改良の失敗と放棄を示すものに他ならない。

農産加工工業の移植をはかつた二千鍾紡の不振はすでに述べた通りであり、広島紡績は十五年六月広島綿糸紡績會社に、愛知紡績は十九年十一月篠田直方に払下げられる。一方紋籠製糖所もまた成績不振であり二十年紋籠製糖會社に払下げられる。棉と糖とでは払下の理由・意義を若干異にし、二千鍾紡績の払下げの理由は、その不振とともに民間大紡績の出現によつて指導的意義を失つたことにあり、二千鍾紡績の不振を背景として大紡績が成立した点に意義があつたのであるが紋籠の場合は製糖工業そのものの定着に失敗したのである。内務省の努力の主要な方向であつた農産加工と農産振興の結合という観点から見れば、棉糖何れにおいても失敗であつたと見られるであらう。

工部省所管事業の払下状況は別表のとおりである。興業費は起業基金支弁を含み、營業資本とともに工部省廢止當時の状況（それ以前払下のは払下當時の状況）を示す。固定資本見積額は、払下を予想して隨時行れたものであり（一）内は見積の行われた年次をさしてい

工部省管下事業所の払下げ

事業所	興業費	営業資本	固定資本見積額	払下		
				年月	氏名	金額
佐渡山 鋳山	1,252,166	240,000	-	明治 29. 9	三菱合資会社	1,730,000
生野山 鋳山	1,600,742	117,000	-	29. 9	〃	
三池山 鋳山	735,766	215,000	-	21. 8	佐々木 八郎 (三井)	4,559,000
阿仁山 鋳山	1,606,271	220,235	-	18. 4	古河市兵衛	337,766
院内山 鋳山	675,093	99,102 (M17)	297,863	18. 1	〃	108,977
小坂山 鋳山	547,476	121,665	-	17. 9	久原庄三郎 (藤田組)	273,659
中小坂山 鋳山	73,803	15,239 (M15)	67,196	17. 9	坂本 弥八	28,575
釜石山 鋳山	2,200,286	411,000	-	20.	田中 長兵衛	-
油戸山 鋳山	48,608	28,000	-	17. 4	白勢 成 燾	27,943
深川工作分局				17. 9	浅野 惣一郎	61,741
附属不溶白煉化石製造所	93,276	8,765	-	17. 9	西村 勝 三	12,121
〃梨本村白煉化石製造所				16.10	稲葉 来藏等	101
品川硝子製造所	189,631	75,411 (M17)	66,393	18. 5	西村 勝三等	79,950
兵庫造船所	774,165	193,822 (M14)	339,459	20. 6	川崎 正 蔵	-
長崎造船所	628,767	330,574 (M17)	459,000	20. 6	岩崎 弥太郎	539,000

『工部省沿革報告』『明治工業史』および水野五郎「官業払下げに関する一考察」(草稿)による。

る。払下以前に行われた貸下の処分・期間に記載を省略した。事業所の成績に関しては、さきにふれたように事業所による偏差が大きい。中小坂・釜石・油戸の鋳山と品川硝子とは到底収支償い得ないものであり、深川セメント、長崎造船などは事業整備し現在損失を招いているのは「官有ノ成規ニ束縛セラレ自由ノ営業ヲ為シ能ハサルモ亦其因」であつて民営に移管し「活潑ナル営業」を為さしめれば利益を生ずると思われるものであり、阿仁・院内の鋳山は移植技術が定着せず「非常ノ改革」に迫られていたものであつた。払下価格は通説の通り低廉である。しかし、その意味は、品川硝子のように「都テ該金ノ償還ヲ貸与人ニ負担セシメントスルモ之ヲ肯セサルヘキナリ」という赤字工場と、政商払下げの場合の低廉とは同じでない。政商払下げの場合に、官僚との結合関係やその時の事情によつていかに払下価格が左右されたかは、三池炭坑とその他の場合とを比較すれば明らかである。しかし三池の場合でもその高価格も払下を阻止できないほどの有利性をもつていたのであり、一般には払下価格の低さとともに年賦償還条件の有利さによつて、優良事業を引きついだ政商は、年々の収益の一部を償還にあてれば足りたのであつて、ほとんど整備された固定資本を譲与されたに等しかつたと思われる。工場払下概則当時払下げ処分の対象として考えられていなかった優良事業が、十七年以降次第に払下げられて行く理由は、単に財政的配慮とのみ理解することはできない。当然、通説となつていのように財閥育成の意図を考慮せねばならず、またこの払下げによつて政商資本が産業資本に転化し、その転化のはじめから独占的地位を確保し得たという事情も強調されねばならない。しかし、これを殖産興業の立場から見ると、官営方針の放棄は必ずしも鋳山・造船等の事業振起の意図を放棄したのでなく輸出品または鑄貨素材としての石炭・金・銀・銅の開採や造船業の一層の発展が民営によつて期待しうる限りにおいて払下が行われたので

あり、財力と縁故に富む政商が有利な条件を得たのも爾後の発展への期待と間接的管理の必要からであつた。これを、国家的独占から私的独占への慎重な移譲であると考えることが出来る。

以上によつて、官営事業の私下げに關して次のような点が指摘できる。工場私下概則は何よりもまず財政整理の一環であつて、多分に觀念的な性格を有し、実効を取めることがなかつたこと。現実には私下げが行われるのは十七年以降であつて、私下げの具体的内容には二つの要素が複合していること。一つは内務省の模範勸奨事業がほとんど失敗し放棄されたという要素であり、一つは鉱山・造船等の独占的事业が私的独占に移譲されたという要素であること、移譲を可能にした条件は独占的事业を継受できる程度の政商的資本の成長と、官営形態に対する民営形態の優位の一般的承認であること、などである。

私下げの実態が、このように事業部門により性格を異にするとすれば、これを一律に「民間産業の勃興」あるいは「官営事業の損失」によると規定することは誤りであり、またこれを自由主義への転化と認めることもできない。軍事産業への集中という理解も、軍事・運輸・基幹産業（鉱山・造機・造船）への重点化という理解も、一方の内務省的一般勸業の成果と転換の意義を無視している点で不十分だと思われる。その部分的な成功なしには軍事・基幹産業を支えることはできないのであり（とくに資源・特産物に乏しい後進国にあつては）、またその成功が部分的でしかあり得なかつたところに後進国近代化の複雑なコースが生れる筈だからである。

- (1) 例えは染谷孝太郎「明治政府による工場私下の基本的意義」（『明大商学論叢』三七巻四・五・六号、昭和二九年）、梶西光速「殖産興業政策と産業資本の成立」（『明治維新史研究講座』五巻所収）
- (2) 小林良正『日本産業の構成』一〇二頁。
- (3) 「太陽」臨時増刊「明治史」第四編「産業史」六五頁。
- (4) 高橋亀吉「明治大正産業発達史」一四七頁。

- (5) 山田盛太郎『日本資本主義分析』七三頁。
- (6) 『大隈重信関係文書』第四、一一二頁以下。
- (7) この点については、十六年七月佐々木工部卿の批判がある（『明治聖上と臣高行』六〇九頁）

- (8) たとえば明治十七年の長崎造船局の例（『工部省沿革報告』三三四頁）

- (9) 三池鉱山は十六年に石炭予約者の減少を訴えている（『沿革報告』一一二頁）が、翌年は産額・収益ともに増大している。三池炭が三井物産による清国輸出を中心として、明治十二年の三井物産上願に「若シ其販賣ヲ弊社ニ委任セラレハ勉メテ低価競売ヲナシ彼國（清國）創業ノ途ヲ阻止シ益々我カ石炭ノ需要ヲ増加セシメン」（『沿革報告』一〇九頁）とあるとおりである。阿仁・院内の赤字は興業費支出の停止と技術的障害による。

- (10) 『工部省沿革報告』六四頁。

- (11) 同、二八頁、六五頁。

- (12) 同、三〇五頁。

- (13) 同、三四頁。

- (14) 明治十四年十二月伊藤博文「鉄道株券發行ノ議」（『日本鉄道史』上三八五頁）、「工部省沿革報告」には十五年五月二日の提出とある（一五六頁）。

- (15) 『農商務省沿革略志』一頁以下（『維新産業建設史資料』第一巻所収）

- (16) 『明治前期勸農事業蹟輯録』上七三頁。

- (17) 同、七五頁。

- (18) 明治十六年七月佐々木高行「工部省の事務を釐正改良する意見書」（『明治聖上と臣高行』六〇一頁、「工部省沿革報告」三三頁）

- (19) G・ワグネル「維新産業建設論集成」五三七頁。

- (20) 『明治前期勸農事業蹟輯録』下一七一五頁以下。

- (21) 『本邦綿糸紡績史』二巻二二〇頁。

- (22) 『工部省沿革報告』三〇九頁。

- (23) 同、一二六頁。

- (24) 同、三一一頁。

四、殖産興業政策の帰結

以上、明治前期の殖産興業の、主要な契機と方向について、官営諸事業を手がかりとして検討してきた。殖産興業政策全般の動向につい

て簡単な見通しを試みよう。主要な契機が国際的条件にあることは当然であるが、その時期の政治的・経済的な性格によつて殖産興業を規定する方向も異つてゐる。世界市場への編入という市場関係の中で、国内産業の自給的な近代化を計つたのは内務省の諸事業であつた。工部省工作部門の事業の一部も同様の性格をもつてゐる。これに対して工部省一般諸事業は雑多な内容を持ち、広義の「政治的必要」に基づく機械技術の輸入を行つた。前者が貿易関係にあらわれた国際的条件を契機とし、後者がより広汎な政治的諸関係を契機としたところから、この相違が生れてゐる。

貿易関係を基軸として近代化が進行するのは後進国の近代化に一般的な形態であり、殖産興業の如何にかかわらずそれは進行する。世界商品としての適否が従来の国内的消費に適した生産物を再編成する過程で、世界市場による滅亡を防ぐために、または世界商品として登場せしめるために、機械化と洋種化をはかつたのが内務省の殖産興業であつた。従つて、その移植と改良は、まず世界市場との接触範囲のみに限られたのは当然である。このことは同じく綿糸といひ綿布といひまた生糸といつても、国内の旧市場向けのものと輸出向けおよび国内の新市場向けのものとが生産形態を異にするという点に最もはつきりと現れてゐる。G・ワグネルは明治二十一年の「工業ノ方針」のなかで次のようにいう。

「今日日本ニ於テ機械ヲ使用スル工業ヲ通観スルニ紡績機械ノ外ハ昔シ日本ニアラサリシ工業カ或ハ昔ニテモ機械ヲ使用スルモノナリ、製糸機械ハ昔時日本ニアラサリシカ今日ニテモ只外国ニ輸出スル絹糸ノミヲ製シ日本ノ用ニ供セス、抄紙機械ハ西洋紙ヲ製スルモノナリ、セメントハ昔時日本ニ有ラス、煉瓦モ亦然リ、油搾機械・米搗機械ハ往昔ヨリ日本ニ有リテ水車ヲ使用ス、今日日本ノ真ノ工業ヲ見レハ維新以來機械ノ為メニ進歩シタリトナスモノハ一トシテアルコトナシ、外国ノ事ノミヲ考ヘテ自國ノ事ハ之ヲ忘却セシニアラサルカ」

すなわち、「固有ノ生活、固有ノ風俗」に保護された旧市場向けに在来産業は、殖産興業の恩恵に浴してはいないのである。内務省の殖産

興業はこの範囲を出ることはなかつた。

世界市場との接触面の全面に互つて試みられた移植と改良の努力の中で、成功を見たものは部分的である。紡績・製糸等の特定の生産物の特定の生産工程が近代化され、原料入手・手工技術・労働力条件の有利性などに助けられて世界市場での競争に堪えたのである。その他の部の移植と改良はおおむね失敗し、貿易関係部門の「総花」的勸業（通例考えられているような一般的全面的勸業ではない）の意図は放棄された。内務省の官営事業の失敗と放棄は、一面ではそれに内在する欠陥（技術輕視・矮小性・官僚性）に基づくとともに、一面では競争条件の欠如に基づく必然的な結果でもあつたのである。

明治前期の殖産興業の外面性に対する反省は、さきのワグネルの演説と同時に行われた井上農商務卿の談話にも現れてゐる。殖産興業自体の失敗と、十年代後半の激烈な不況によつて在来産業の基盤さえ危険と感ぜられたことが、この種の反省をもたらししたのである。「興業意見」の雄大な構想（輸出生産物を中核とする全生産の促進）と「濟急趣意書」の矮小性との対照は、この過渡期の様相を如実に示している。二十年代の殖産の方向は、これらの反省の上に立つて次のような転換を示す。

国際情勢の変化に伴つて狹義の「政治的必要」に基づく産業創設の努力が強まる。しかしこれらはきわめて応急的な措置であつてそれが現実化し開花するのは日清戦争のちであり、この時期に至つてはじめて産業の軍事的性格を語ることができる。一方極めて限定された部面での産業革命が自動的に二十年代に進行しアジア市場に着目しはじめるのに対して、殖産政策ははじめて固有産業の改良にも向けられるが、この場合にはすでに国際的展望を薄くし、固有の味と固有の市場に保護された特産品改良という矮小化傾向を強めてくる。

以上、明治前期の官営事業の性格と転換に関して簡単な展望を試み

たのであるが、最後に、官営諸事業・諸施設がどの程度近代産業の形成に貢献しているかという点にふれておこう。

福沢諭吉は明治二十五年の「実業論」の中で、殖産興業政策に対する手きびしい批判を加えている。

「既往十数年に徴するも施政の方針如何に由りて間接直接に実業を妨げたることはあれども、政法に庇蔭せられて之を発達せしめたるの例を見ず、民業の発達には都て民力に由らざるはなし」

これは余りに抹殺的な意見であるが、一面の真理を含むことを認めねばならない。官営事業に投じた経費に比べれば、払下によつて回収した額および政商育成に果した役割は僅かなものである。殖産興業の意図と成果を対比すればやはりその落差は大きい。しかも、殖産興業政策の退潮した二十年代に入つて急激な資本主義的發展がはじまるのであるが、両者の関係は払下と政商育成という直接的な関係にはない。それでは、鉄道・紡績を主軸とする二十年代の経済發展は、前期の殖産興業にどの点で負っているのだろうか。福沢は同じ著書の中で次のように言っている。

「鉄道を始めとして様々の工業を企て、其計算上に於ては固より失敗を免かれざりしと雖も、事の実際を人民に目撃せしめて其企業心を引起したるは事実に争ふ可らず、此点より見れば、失敗して国庫金を失ふたる其金は國民の爲めに文明の学費として深く咎む可きに非ざれども……」

すなわち、その実験的教育的效果を認めているのであるが、この種の間接的成果について言えば、必ずしも「企業心」の惹起のみに止まらないであろう。

二十年代の私鉄の發展は多く鉄道局の敷設技術に負うところが多かつたし、大紡績の移植は二千錠紡績の失敗を踏台として、工部大学校出身の技術者を利用することによつて成立した。内務省的農政が老農技術に対して指導性を持ち得なかつたのに対して、二十年代に農事指導態勢が成立したことは、農学校出身技術者の存在を前提としないであ

は考えられない。官営事業が提供した大きな貢献は「技術」の輸入と技術者の養成であり、官営事業そのものの試行錯誤にもかかわらず、近代産業の成立が多く官営諸事業に負っているのは、この側面なのである。⁽⁶⁾

- (1) G・ワグネル『維新産業建設論策集成』五八一頁。
- (2) 明治二十一年十月二十五日、関西二府十五県聯合共進会における「井上農商務大臣ノ談話」
- (3) 明治十八年五月、農商務省「勤勉貯蓄奨励ノタメ農区巡回並済急趣意書」(『明治前期勸農事蹟輯録』上八五頁)
- (4) 『福沢諭吉全集』六卷一六二頁。
- (5) 同、一六一頁。
- (6) 官営事業が供し得なかつたのは福沢のいう「企業心」であり、民営形態の優位を承認せしめた「自由活潑」な経営能力である。「技術」とは反対に「経営」を供給したのは民間の実学的知識層であつた。